足寄町地域防災計画

【地震災害対策編】

令和2年3月 足寄町防災会議

沿革

昭和40年 足寄町地域防災計画 策定

昭和51年 4月 改定

昭和54年 4月 改定

平成 5年10月 改定

平成16年 3月 改定

平成24年 2月 改定

平成28年 7月 改定

平成30年 3月 改定

(地域防災計画本編を風水害火山等災害対策編と

地震災害対策編に分離作成)

令和 2年 3月 改定

目 次

第1章 絲	忩則	4
第1節	計画策定の目的	4
第2節	計画の構成	4
第3節	計画推進に当たっての基本となる事項	4
第4節	用語の定義	5
第5節	計画の修正要領	5
第6節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第7節	住民及び事業者の基本的責務等	. 11
第8節	地震の想定	. 13
第9節	震災に対する調査研究の推進	. 14
第2章 5	足寄町の概況	. 18
第1節	自然的条件	. 18
第2節	災害の概況	. 18
第3章 『	方災組織	. 22
第1節	防災会議	. 22
第2節	災害対策本部	
第3節	配備体制	. 29
第4節	住民組織等の活用	. 33
第4章 第	災害予防計画	. 38
第 1 節	住民の心構え	
第2節	地震に強いまちづくり推進計画	
第3節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	
第4節	防災訓練計画	
第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	
第6節	相互応援(受援)体制整備計画	
第7節	自主防災組織の育成等に関する計画	
第8節	避難体制整備計画	
第9節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	
第 10 節		
第 11 節		
第 12 節		
第 13 節		
第 14 節		
第 15 節		
第 16 節	積雪・寒冷対策計画	. 75
<u> </u>	業務継続計画の策定	77

舅	₹ 18	節	複合災害に関する計画	78
第5	章	災	害応急対策計画	82
笋	[1]	節	災害情報収集·伝達計画	82
舅	[2]	節	災害通信計画	89
舅	31	節	災害広報·情報提供計画	93
舅	¥41	節	避難対策計画	95
笋	55	節	応急措置実施計画	103
笋	66	節	地震火災等対策計画	105
笋	[7]	節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	106
笋	81	節	広域応援·受援計画	108
笋	9 1	節	ヘリコプター等活用計画	109
笋	₹ 10	節	救助救出計画	111
舅	¥ 11	節	医療救護計画	112
笋	₹ 12	節	防疫計画	114
舅	₹ 13	節	災害警備計画	117
舅	§ 14	節	交通応急対策計画	118
舅	¥ 15	節	輸送計画	120
舅	₹ 16	節	食料供給計画	122
舅	§ 17	節	給水計画	124
舅	¥ 18	節	衣料、生活必需物資供給計画	125
舅	¥ 19	節	石油類燃料供給計画	127
舅	¥ 20	節	電力施設災害応急計画	128
舅	¥ 21	節	ガス施設災害応急計画	128
舅	¥ 22	節	上下水道施設対策計画	129
舅	₹ 23	節	応急土木対策計画	130
笋	₹ 24	節	被災建築物安全対策計画	131
笋	₹ 25	節	被災宅地安全対策計画	133
笋	₹ 26	節	住宅対策計画	134
笋	₹ 27	節	障害物除去計画	137
笋	₹ 28	節	文教対策計画	138
笋	₹ 29	節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	141
笋	₹ 30	節	家庭動物等対策計画	143
笋	₹ 31	節	応急飼料計画	144
笋	₹ 32	節	廃棄物等処理計画	144
笋	₹ 33	節	災害ボランティアとの連携計画	146
笋	₹ 34	節	労務供給計画	147
笋	₹ 35	節	職員派遣計画	149
笋	₹ 36	節	災害救助法の適用と実施	150
第6	章	災	害復旧・被災者援護計画	156

	第1節	災害復旧計画	156
	第2節	被災者援護計画	157
第	7章 日	本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	164
	第1節	総則	164
	第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	164
	第3節	町本部等の設置等	165
	第4節	地震発生時の応急対策等	166
	第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	168
	第6節	防災訓練計画	170
	第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	171
	第8節	地域防災力の向上に関する計画	173

第1章 総則

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、足寄町防災会議が作成する計画であり、足寄町(以下「町」という。)の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、防災業務を計画的かつ迅速・的確に実施するための具体的事項について、定めることを目的とする。

第2節 計画の構成

足寄町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 風水害火山等災害対策編
- 2 地震災害対策編
- 3 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例(平成21年条例第8号)第3条の基本理念等を踏ま え、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助(住民が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(町、北海道及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、北海道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、 災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力 向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障が い者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の 確立を図らなければならない。

第4節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。

- 1 基本法 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) をいう。
- 2 救助法 災害救助法 (昭和22年法律第118号)をいう。
- 3 町防災会議 足寄町防災会議をいう。
- 4 町本部 足寄町災害対策本部をいう。
- 5 町本部長 足寄町災害対策本部長をいう。
- 6 町副本部長 足寄町災害対策副本部長をいう。
- 7 町防災計画 足寄町地域防災計画をいう。
- 8 防災関係機関 北海道、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公 共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 9 災害予防責任者 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定 行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指 定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
- 10 指定緊急避難場所 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として町長が指定したものをいう。
- 11 指定避難所 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共 施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として町長が指定したものをい う。
- 12 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者をいう。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- 13 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 14 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条第1項に定めるところにより、町防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。ただし、軽微な事項については、会長が修正し、次の町防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。

- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。
- 6 前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、防災関係機関の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

【足寄町】

機関名	事務又は業務
足寄町役場	① 町防災会議に関する事務を行うこと。
	② 町本部の設置及び組織の運営に関すること。
	③ 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧に関するこ
	と。
	④ 防災組織の整備、資材等の備蓄及びその他災害予防措置に関す
	ること。
	⑤ 防災訓練の実施並びに防災知識の普及及び教育、過去の災害か
	ら得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
	⑥ 自主防災組織の充実支援に関すること。
	⑦ 住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
	⑧ 災害の情報収集・伝達・記録及び災害広報並びに被害状況調査
	に関すること。
	⑨ 避難指示 (緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始
	並びに避難者の誘導・収容に関すること。
	⑩ 被災者等に対する給水及び食料、諸物資の供給に関すること。
	⑪ 自衛隊の災害派遣要請要求に関すること。
	⑫ その他町防災計画に定める災害予防対策、及び災害復旧対策等
	に関すること。
	⑬ 消防団に関すること。
足寄町教育委員会	① 災害時における被災児童生徒の救護、応急教育に関すること。
	② 文教施設の被害調査及び報告に関すること。
	③ 文教施設、文化財の保全対策に関すること。
	④ 被災者の一時収容措置についての協力に関すること。
足寄町国民健康保険病院	① 災害時における救護班の編成や被災者の収容、治療及び助産等
	の業務に関すること。

【とかち広域消防局】

機関名	事務又は業務
足寄消防署	① 災害時の避難誘導及び救出、救助、救護に関すること。
	② 消防業務及び水防業務に関すること。
	③ 町が行う防災対策の全般的な協力に関すること。

【池北三町行政事務組合】

機関名	事務又は業務
銀河クリーンセンター	① 災害時における一般廃棄物の処理に関すること。

【北海道警察】

機関名	事務又は業務
本別警察署	① 災害時における、住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通
(足寄交番、芽登・上利	路の確保に関すること。
別・螺湾各駐在所)	② 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。
	③ 被害地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
	④ 犯罪の予防、取締り等に関すること。
	⑤ 危険物に対する保安対策に関すること。
	⑥ 町等の行う防災業務の協力に関すること。
	⑦ 広報活動に関すること。

【指定地方行政機関】

機関名	事務又は業務
北海道開発局	① 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
帯広開発建設部	② 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による
(足寄道路事務所)	町への支援に関すること。
	③ 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の派遣に関すること。
	④ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
	⑤ 国道及び高速道路(直轄管理)の整備並びに災害復旧に関する
	こと。
北海道森林管理局	① 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に
十勝東部森林管理署	関すること。
	② 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。
	③ 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。
	④ 災害時における町等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の
	供給に関すること。
北海道農政事務所	① 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係
帯広地域拠点	る確認等に関すること。

機関名	事務又は業務
札幌管区気象台	① 気象、地象、水象、地震の観測及びその成果の収集、発表に関
釧路地方気象台	すること。
(帯広測候所)	② 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及
	び設備の整備に関すること。
	③ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動
	に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、
	大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達
	するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民周知に関す
	ること。
	④ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速
	報の利用の心得等の周知・広報に関すること。
	⑤ 町が行う防災対策に関する技術的な支援・協力に関すること。
	⑥ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における町や北海
	道に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
	⑦ 町や北海道、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の
	理解促進、防災知識の普及・啓発活動に関すること。

【自衛隊】

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊北部方面隊	① 町の行う防災訓練に関し、必要に応じ、部隊等の一部を協力さ
第5旅団	せること。
(第5特科隊、足寄分屯	② 災害に関する情報の収集・伝達に関すること。
地)	③ 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。

【北海道】

機関名	事務又は業務	
十勝総合振興局	① 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行う	
地域政策課	こと。	
	② 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他	
	災害予防措置に関すること。	
	③ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓	
	を伝承する活動の支援に関すること。	
	④ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施並びに被害の取りまと	
	めに関すること。	
	⑤ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業	
	務の総合調整に関すること。	
	⑥ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。	
	⑦ 救助法の適用及び実施に関すること。	
	⑧ その他災害発生の防御及び被害拡大の防止のための措置に関	
	すること。	
十勝総合振興局	① 水防技術の指導に関すること。	
带広建設管理部	② 所轄河川の改良、修繕及び災害復旧に係る工事に関すること。	
(足寄出張所)	③ 所轄河川の維持管理に関すること。	
	④ 所轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること。	
	⑤ 道道の維持、災害復旧等に関すること。	
十勝農業改良普及センタ	① 被災地の農作物・家畜の管理指導に関すること。	
<u> </u>	② 被災地の病害虫防疫指導、その他営農指導に関すること。	
十勝東北部支所	③ 農業被害調査に関すること。	

機関名	事務又は業務	
十勝総合振興局	① 所轄道有林の治山対策に関すること。	
森林室	② 道有林野の林野火災対策に関すること。	
(足寄事務所)	③ 災害時における町からの要請による緊急復旧資材の供給に関	
	すること。	
十勝総合振興局	① 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること。	
保健環境部	② 災害時における防疫活動の実施に関すること。	
(本別地域保健支所)	③ 食品環境衛生の指導監視に関すること。	
	④ 防疫薬剤等提供対策に関すること。	
	⑤ 死亡獣畜処理に関すること。	

【指定公共機関】(公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定するもの)

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社	① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
(足寄・大誉地・螺湾・上	② 郵便の非常取扱いに関すること。
利別·芽登各郵便局)	③ 郵便局の窓口掲示等を利用した広報活動に関すること。
北海道電力株式会社	① 電力供給施設の防災対策に関すること。
带広支店	② 災害時における電力の円滑な供給に関すること。
(足寄営業所)	③ 電力施設の災害と復旧見込み等の周知に関すること。
東日本電信電話株式会社	① 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利
北海道東支店	用制限の実施及び重要通信の確保に関すること。
【委任機関】	② 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。
株式会社 NTT 東日本-北海	③ 特設公衆電話及び特設電報取扱所を設置して、一般公衆通信の
道	取扱いを行うこと。
北海道東支店	
株式会社NTTドコモ	① 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制
北海道支社	限の実施及び重要通信の確保に関すること。
(帯広支店)	
日本銀行	① 災害時における通貨の円滑な供給の確保に関すること。
(帯広事務所)	② 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関す
	ること。
	③ 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要
	請に関すること。
日本赤十字社	① 災害時における医療、助産等の救助業務に関すること。
北海道支部	② 救援物資の供給に関すること。
	③ 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関
	すること。
	④ 災害義援金品の受領、配分及び募集に関すること。
日本放送協会	① 防災に係る知識の普及に関すること。
(帯広放送局)	② 地震の情報、予報(注意報を含む。)、特別警報・警報・注意
	報及び被害状況等に関する報道、防災広報に関すること。
電源開発株式会社	① 所管の電力施設等の防災管理に関すること。
北海道支店	② ダムの放流等に関する関係機関との連絡調整に関すること。
(上士幌電力所)	
東日本高速道路株式会社	① 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関するこ
(帯広管理事務所)	2 .
日本通運株式会社	① 災害時における救援物資の緊急輸送等、関係機関の支援に関す
(帯広支店)	ること。

【指定地方公共機関】

DR BB 7	-la-71
機関名	事務又は業務
北海道放送株式会社	① 防災に係る知識の普及に関すること。
札幌テレビ放送株式会社	② 地震の情報、気象等特別警報・警報・注意報及び被害状況等に
北海道テレビ放送株式会	関する報道、防災広報に関すること。
社	
北海道文化放送株式会社	
株式会社テレビ北海道	
株式会社 STV ラジオ	
北海道ガス株式会社など	① ガス供給施設の防災対策に関すること。
ガス事業者	② 災害時におけるガスの円滑な供給に関すること。
社団法人十勝医師会	① 災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人十勝歯科医	① 災害時における歯科医療に関すること。
師会	
一般社団法人北海道薬剤	① 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
師会	
(十勝支部)	
公益社団法人北海道獣医	① 災害時における飼養・家庭動物の対応に関すること。
師会	
(十勝支部)	
北海道土地改良事業団体	① 土地改良施設の防災対策に関すること。
連合会	② 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
(十勝支部)	
公益社団法人北海道トラ	① 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急
ック協会	輸送に関する関係機関の支援に関すること。
(十勝地区トラック協会)	
一般社団法人北海道バス	
協会	
(十勝地区バス協会)	
一般社団法人北海道警備	① 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関する関係
業協会	機関の支援に関すること。
(帯広支部)	

【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】

機関名	事務又は業務	
足寄町農業協同組合	① 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。	
足寄町森林組合	② 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。	
	② 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。	
足寄町商工会	① 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保の協	
	力に関すること。	
	③ 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること。	
一般病院•医院	① 災害時における医療及び防疫対策の協力に関すること。	
一般運送事業者	① 災害時における救援物資の緊急輸送等、関係機関の支援に関す	
	ること。	
足寄建設業協会	① 災害時における応急対策及び復旧対策の協力に関すること。	
危険物関係施設の管理者	① 災害時における危険物の保安措置に関すること。	
金融機関	① 災害時における応急金融対策の協力に関すること。	

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取組む「自助」や身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、実践していくことが必要である。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、防災訓練等、自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動したうえで、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、指定避難所における自主的活動、町、北海道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日(推奨1週間)分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・北海道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動
- 3 災害緊急事態の布告があったときの協力 国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生

し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民は、これに応ずるよう努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、北海道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画 (BCP) の策定に努めるとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

- 1 平常時の備え
- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保
- 2 災害時の対策
- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利 用施設の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。)は、当該地区における 防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動 要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に 努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案 を踏まえて、町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があ ると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防 災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 住民等活動の実践

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践活動が継続的に促進されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組みを行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第8節 地震の想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、十勝地 方に被害を及ぼすと考えられる想定地震は、次のとおりである。

第1 海溝型地震

1 千島海溝南部・日本海溝北部

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動からみて、三陸沖北部、 十勝沖、根室沖、色丹島沖及び択捉島沖の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震~巨大地震である。これらの地震については、地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM(マグニチュード:以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。 この中で、本町に最も近い震源位置となる十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0 の「平成15年(2003年)十勝沖地震」が発生している。

2 500 年間隔地震

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震(「500年間隔地震」)についての地震動は明らかではないが、津波の資料からみれば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。

中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

3 プレート内のやや深い地震

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ 100km ほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の 1993 年 M7.5 や北海道東方沖の 1994 年 M8.2 の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、釧路沖、厚岸直下、日高中部を想定する。

第2 内陸型地震(活断層帯)

北海道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、石狩低地東縁断層帯主部、サロベツ断層帯、黒松内低地断層帯、当別断層、函館平野西縁断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、標津断層帯、石狩低地東縁断層帯南部、沼田-砂川付近の断層帯の11の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。

この中で、本町に最も近い活断層体である十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

第9節 震災に対する調査研究の推進

防災に係る見地から、研究機関、大学等における地震災害に関する科学技術及び研究の成果等を参考としながら、町周辺の活断層の状況や大規模地震が発生した場合に予想される危険地域の状況等について、北海道、関係機関等との緊密な連携のもとに、調査、研究を進める。

また、平成30年9月の「平成30年北海道胆振東部地震」では、北海道で初めて震度7 を観測し、多くの被害が発生した。この地震による被害の特徴は、震源地周辺で発生した 斜面崩壊、札幌市や北広島市等の住宅地及び苫小牧港等で発生した地盤液状化による被害、そして、震源地に近い苫東厚真火力発電所の被災に伴う全道での全戸停電(ブラックアウト)の発生である。また、この震源地の約 10km 西には主要活断層である石狩低地東縁断層帯が存在しており、当該断層帯との関係や今後の影響にも関心が高まった。こうしたことを踏まえ、道では、この地震のメカニズムを明らかにし、斜面崩壊や家屋倒壊などといった災害の発生プロセスの解明、さらに地震発生時における大規模停電による社会的影響等を研究することは、地震防災対策の推進に寄与するものと考え、北海道大学を代表とする研究組織に対し、総合調査の依頼を行った。これを受け、道内外の大学や研究機関が連携しながら、調査・研究を進めているところである。(研究参加組織:16機関・54名文部科学省の科学研究費助成事業を活用 H31.3 現在継続中)

第2章 足寄町の概況

第2章 足寄町の概況

第1節 自然的条件

第1 位置及び面積

町は、十勝北部(東経 143 度 55 分、北緯 43 度 24 分)に位置し、東は雌阿寒岳を境に釧路市及び白糠町に接し、南は本別町、西は上士幌町に、北は置戸町、陸別町及び津別町に接している。また、地形は、東西に 66.5km、南北に 48.2km の幅を持ち、総面積 1,408.04km²となっている。

第2 地勢

町の地勢は、概ね山麓を形成し、総面積の 84%は森林が占めている。また、釧路市との境に活火山の雌阿寒岳(1,499m)があり、山麓以外は段丘地を形成し、これが河川流域の平地とともに、町の農耕地の大部分を占めている。さらに、土壌は、その大半が浸食を受けやすい火山性土壌となっている。

第3 河川

十勝と網走を境にした分水嶺に源を発する利別川は、町の中央部を貫流し、その下流は十勝川に合流している。美里別川・芽登川・足寄川等の支流が利別川に流入し、中でも美里別川は、水力発電に利用され数箇所にダム・発電所が建設されている。

第4 気候

町の気候は、内陸的気候を有するほか、山麓特有の気象の影響を受けやすく、気温は9月中旬以降急速に低下し、冬期は積雪が少なく凍結が著しい。また、夏期は6月から9月にかけて雨量が多く、しばしば冷水害が発生する。

第2節 災害の概況

町における過去の主な災害は、資料編のとおりである。

【資料編】

18 災害の概況

第3章 防災組織

第3章 防災組織

第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく足寄町防災会議条例(昭和37年条例第15号)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害が発生した場合における情報収集・防災機関の相互連絡・調整等を行うことを任務とする。

第1 組織と所掌事務

- 1 組織
- (1) 会長

ア町長

- (2) 委員
 - ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - イ 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - ウ 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 才 教育長
 - カ 足寄消防団長
 - キ とかち広域消防事務組合足寄消防署
 - ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - ケ 公共団体及び防災上重要な施設の管理者のうち町長が命ずる者
 - コ 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

2 所掌事務

- (1) 町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集 すること。
- (3) 足寄町水防計画を調査審議すること。
- (4) (1) から(3) に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2 運営

足寄町防災会議条例及び足寄町防災会議運営規程(昭和51年訓令第5号)の定める ところによる。

第2節 災害対策本部

町本部は、基本法及び足寄町災害対策本部条例(昭和 37 年条例第 16 号)に基づいて、 災害が発生し、又は災害が発生する場合において、町防災会議と密接な連絡のもとに災害 予防、応急対策を実施する。

第1 設置及び廃止基準

町本部は、町の区域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の 基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置又は廃止する。

区分	基準		
	① 広域的な災害あるいは局地的に大きな災害の発生が予想されるとき。		
	② 孤立集落の発生や救助救出活動の難航が予想されるとき。		
	③ 震度5弱又は5強以上の地震が発生したとき。		
=n. pp	④ 噴火警戒レベル3が発表され、火口から2km を超える範囲に重大な影		
設置	響を及ぼす噴火の発生が予想されるとき。		
	⑤ 土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が見込まれるとき。		
	⑥ 大雨、暴風、大雪、暴風雪特別警報が発表されたとき。		
	⑦ その他本部長が特に必要と認めたとき。		
	① 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。		
廃止	② 被災現地における災害応急対策が概ね完了したとき。		

第2 設置及び廃止の周知範囲・方法

1 町本部の設置

町長は、町本部を設置したときは、直ちに職員に周知するとともに、防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関並びに住民に対し、それぞれ敏速な方法をもって通知公表する。

2 町本部の廃止

町本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は被災現地における災害応急対策が概ね完了したときは、町本部を廃止する。

町本部を廃止したときは、防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関並びに一般住民に対し、それぞれ敏速な方法をもって通知公表する。

3 町本部の設置又は廃止の通知等

町長(町本部長)は、町本部を設置したときは、次の方法により通知公表する。 また、町本部を廃止した場合の通知公表は、設置したときの方法に準じて行うもの とする。

通知・公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
十勝総合振興局	北海道総合行政情報ネットワークシステム、 電話、FAX
消防機関	電話、FAX、メール
本別警察署	電話、FAX、メール

通知・公表先	連絡方法
町防災会議委員	北海道総合行政情報ネットワークシステム、
門例次云峨安貝	電話、FAX、メール、口頭
近隣市町村	北海道総合行政情報ネットワークシステム、
艾L	電話、FAX、メール
雌阿寒岳火山防災協議会事務局	電話、FAX、メール
At F	広報車、町ホームページ、防災無線、口頭(自
住民	治会長等を通じて)、テレビ、ラジオ

4 町本部の名称及び設置場所等

町本部の名称及び設置場所等は、次のとおりである。なお、町役場庁舎が災害等により使用不可能と判断された場合は、総合体育館に町本部を設置する。

名称	○○災害足寄町災害対策本部	
場所	足寄町北1条4丁目48番地1 足寄町役場内	
標識板	本部を設置したときは、庁舎正面玄関及び本部室前に掲示する。	

第3 町長の職務の代理

町本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関し、町長に事故があるとき、又は町長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

第4 現地災害対策本部の設置及び廃止等

町本部長は、災害地における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要 に応じて、災害現地に「足寄町現地災害対策本部」を設置する。

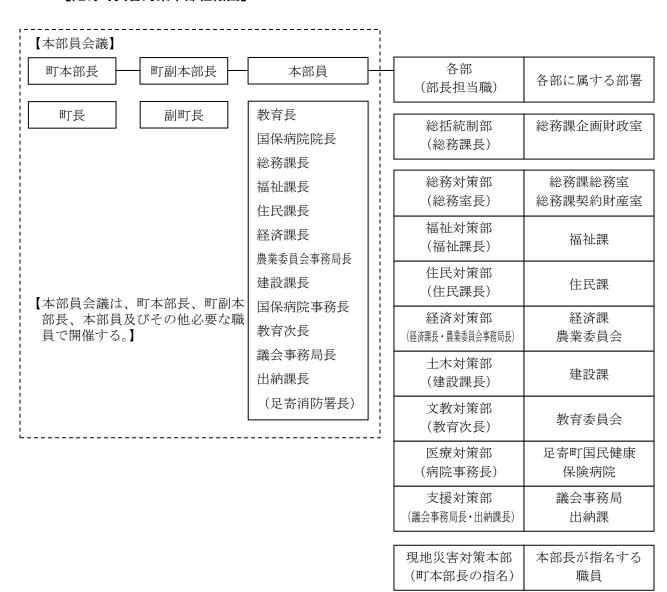
- 1 町本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に 現地災害対策本部を設置する。
- 2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、町副本部長、本部員のうちから町本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 現地災害対策本部長は、常に町本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により 適切な措置を講ずる。
- 4 予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は被災現地における災害 応急対策が概ね完了したときは、本部長は、現地災害対策本部を廃止する。

第5 町本部の組織等

町本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全 庁をあげた編成を行うものとする。

町本部の構成については、次のとおりとする。

【足寄町災害対策本部組織図】



- ※1 各部の副部長は、室長等のうちから 各部の部長が指名をする。
- ※2 職員は、所属の如何に関わらず、災害の規模及び特性に応じ、上司の命を受け、臨機応変に他部への支援・協力に関することを行う。
- ※3 全ての技術職員は、所属の如何に関わらず、災害の規模及び特性に応じ、 土木対策部の指揮により、道路、河川、 上下水道施設等の監視及び応急対策 に当たる。

【足寄町災害対策本部所掌事務】

	部	部に属する部署	事務分掌
1	総括統制部	総務課企画財政室	1 町本部の設置、廃止に関すること。
			2 町防災会議に関すること。
			3 本部員会議に関すること。
			4 救助法の適用に関すること。
			5 気象等に関する特別警報、警報、注意報並びに
			情報等及び災害情報の受理、伝達及び住民周知に
			関すること。
			6 被害予想地域の確認等の情報収集に関するこ
			٤.
			7 配備体制の伝達、各部との連絡調整に関するこ
			کی ۔
			8 職員の招集に関すること。
			9 動員職員の出動状況の記録に関すること。
			10 動員職員の防災資機材等の貸与及び食料等の
			調達・供給に関すること。
			11 被害状況及び措置概要等を収集整理、その報告
			に関すること。
			12 災害に関する相談・苦情等に関すること。
			13 防災資機材等の管理・調達・供給に関すること。
			14 消防・防災関係機関との連絡調整に関するこ
			کی
			15 自衛隊派遣要請・撤収依頼に関すること。
			16 通信連絡機能の確保に関すること。
			17 災害救助活動の全般に関すること。
			18 避難指示 (緊急)、避難勧告及び避難準備・高
			齢者等避難開始の発令に関すること。
			19 罹災証明に関すること。
			20 出納経理及び人夫の雇用に関すること。
			21 その他災害対策の総合企画・各部に属しないこ
			کی ۔
2	総務対策部	総務課総務室	1 住民の避難(広報車による周知広報)に関する
		総務課契約財産室	
		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 避難所の開設に関すること。
			3 住民の避難誘導(避難、立退き)に関すること。
			4 災害広報(報道対応・写真収集等)に関するこ
			کی ۔
			5 避難先の必要物資等の連絡調整に関すること。
			6 避難者把握(名簿作成等)に関すること。
			7 災害見舞者及び視察者の対応・接遇に関するこ
			٤.
			8 一般的被害(人的・住宅被害等)の調査に関す
			ること。
			9 応急食料の調達・炊き出しに関すること。
			10 町有施設の被害調査、応急・復旧対策に関する
			こと。

	部	部に属する部署	事務分掌
3	福祉対策部	福祉課	1 行方不明者の捜索に関すること。
			2 防災ボランティアの要請及び受入れに関する
			こと。
			3 日赤救助活動との連絡調整に関すること。
			4 罹災者の調査及び救出対策に関すること。
			5 要配慮者の把握、避難準備・高齢者等避難開始
			情報の発表及び避難誘導に関すること。
			6 罹災者及び避難者の保健に関すること。
			7 傷病者の手当、収容等に関すること。
			8 衣料・生活必需物資の給与等に関すること。
			9 義援金及び義援物資の受付及び配分に関する
			ے کی
			10 災害見舞金(罹災者の生活保護等)に関するこ
			ے ا
			11 保育所園児の避難及び保護に関すること。
			12 特別養護老人ホーム入所者の避難及び保護に
			関すること。
			13 社会福祉施設等の被害調査、応急・復旧対策に
			関すること。
4	住民対策部	住民課	1 各自治会との連絡調整に関すること。
			2 被災地の環境衛生保持に関すること。
			3 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること。
			4 塵芥の収集、し尿の汲取りに関すること。
			5 飼養・家庭動物対策に関すること。
			6 死体の収容、処理及び埋葬に関すること。
			7 税務対策(罹災者の減免措置等)に関すること。
			8 被災建築物の被害認定等に関すること。
5	経済対策部	経済課	1 農業被害に対する応急措置、被害対策に関する
		農業委員会	こと。
			2 農業施設、農作物等の被害調査に関すること。
			3 農地及び農業施設の災害復旧に関すること。
			4 林業施設、林野災害に関する被害調査及び応急
			措置、復旧対策に関すること。
			5 家畜の救助計画及び被害対策に関すること。
			6 家畜の被害調査に関すること。
			7 農作物・家畜の防疫に関すること。
			8 農林商工業等関係団体との連絡調整に関する
			こと。
			9 商工業・観光関係の被害調査及び復旧対策に関
			すること。
			10 農林商工業者の金融相談に関すること。
			11 林野火災対策に関すること。

	部	部に属する部署	事務分掌
6	土木対策部	建設課	事務分掌 1 道路の通行禁止及び制限の措置に関すること。 2 道路、橋梁、河川、公園等の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関すること。 3 関係河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。 4 危険区域の警戒巡視に関すること。 5 住宅地等への浸水防止対策に関すること。 6 浸水や水があふれた場合等による排水作業に関すること。 7 応急資材の確保(土のう等の作成)及び人員の監督等に関すること。 8 応急作業用車両等の確保等に関すること。 9 足寄建設業協会との調整(出役・車両等)に関すること。 10 障害物の除去・運行路線の確保に関すること。 11 避難住民及び応急資材の輸送に関すること。 12 避難施設への食料・物資等の輸送に関すること。 13 被災宅地及び建築物の危険度判定等に関すること。 14 応急仮設住宅の設置等に関すること。 15 災害時の飲料用水の確保、給水に関すること。 16 上下水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関
8	文教対策部	教育委員会 足寄町国民健康保険 病院	すること。 1 児童生徒の避難及び保護に関すること。 2 児童生徒の学用品給与に関すること。 3 応急教育の実施に関すること。 4 学校給食(炊き出し支援)の実施に関すること。 5 教育施設等の被害調査、応急・復旧対策に関すること。 6 社会教育施設の管理保全に関すること。 7 社会教育団体との連絡調整に関すること。 1 救護所の開設に関すること。 2 医薬品の確保に関すること。
	士極 昇傑如		3 傷病者の収容に関すること。 4 被災者の医療(助産を含む。)に関すること。
9	支援対策部	議会事務局 出納課	1 他部への支援・協力に関すること。2 現地災害対策本部に関すること。

1 町本部長等

町本部長は町長、町副本部長は副町長をもって充てるものとする。

2 町本部会議

(1) 町本部の運営

町本部に本部員会議を置く。

(2) 本部員会議

本部員会議は、町長及び副町長並びに足寄町災害対策本部組織図に定める人員で構成し、災害予防及び災害応急対策の総合調整、その他防災に関する重要

事項を協議する。

ア 本部員会議の協議事項

- ・ 職員の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- ・ 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・ 関係機関に対する応援の要請及び災害救助法適用申請に関すること。
- ・ その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催は、次による。

- ・ 本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- ・ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 本部員は、必要により所属職員を伴って会議に出席することができる。
- ・ 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総括統制部長にその旨を 申し出る。
- ウ 会議決定事項のうち職員に周知する必要があると認めたものについては、 速やかに、その徹底を図るものとする。

第3節 配備体制

町は、町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに活動体制を整備する。

第1 町本部の非常配備体制

- 1 町長は、町本部が設置されたときは、直ちに各部長に種別を指定して非常配備を 指令する。ただし、町本部を設置しない場合の災害であっても、町長が必要と認め たときは、次の基準により非常配備体制をとることができる。
- 2 各部長は、非常配備の職員の招集に備えて、所属職員の住所録を作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

【非常配備基準】

区分	配備基準の目安	活動内容	配備体制
警戒体制	① 気象に関する予報(注意報を含む。)、警報及び情報等を勘案し、 総務課長が必要と認めるとき。	① 情報収集を行い、必要に応じて、関係課・関係機関等へ状況を通知する。 ② 住民等に対する注意喚起を行う。 ③ 第1非常配備体制に円滑に移行できる体制をとる。	① 総括統制部が情報 収集及び連絡に当たる。 ② 関係課の所要の職員は、状況に応じた措置を行う。 ③ 全課(部局)長を自宅待機させることができる。

区		V-71 1 1-1-	men tille till tillet
区分	配備基準の目安	活動内容	配備体制
第1非常配備体制	 町内に震度4の地震が発生したとき。 その他町本部長が特に必要と認めるとき。 	① 初期の災害対策活動に当たる。 ② 装備・物資・機材・設備及び機械を点でし、必要に応じて被災現地又は被災予想地に配置する。 ③ 第2非常配備体制に円滑に移行できる体制をとる。	① 各対策部長(支援対策部長(支援対策部長を除く。)は、速やかに参集し、情報収集を行うとともし、明本が策の指示に対策の指示をの指示をの指示をの指示をの指示をの指示をの指示をの指示をのが表し、当ないのが表し、当ないのが表し、は、対策には、対策に対策に対し、は、対策に対策に対し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策に対象が表し、対策をは対象が表し、対策をは対象が表し、対策をは対象が表し、対策をは対象が表し、対策をは対象が表し、対策をは対象が表し、対策をは対象が表し、対策をは対象が表し、対策をは対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対策を対象が表し、対象が表し、対象が表し、対象を対象が表し、対象が、対象が表し、対象が表し、対象が表し、対象が表し、対象が表し、対象が表し、対象が表し、対象が表し、対象が表し、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が
第2非常配備体制	 町内に震度5弱又は5強以上の地震が発生したとき。 その他町本部長が特に必要と認めるとき。 	 災害の現況について、職員に周知させ、所要の人員を非常配備に就かせる。 防災関係機関及び住民との連絡を強化する。 状況により、第3非常配備体制をとる。 	① 室長職以上(支援対策をというでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
第3非常配備体制	 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 その他町本部長が特に必要と認めたとき。 	① 速やかに町全域の被害状況調査を実施して情報収集に努めるとともに、全力をあげて応急対策についる。 ② 支援対策部については、町本部長の技活動を行う。	① 町本部を設置し、各 部の全員をもって所 掌する災害対策に当 たる体制をとる。 ② 状況により、それぞ れの被害応急活動が できる体制とする。

- ※ 各対策部の編成については、各対策部長が計画し、異動等に合わせ、常に最新の状態にして おくものとし、夜間・休日及び通信途絶時に、職員が非常登庁することが判断できない場合は、 自主参集することを徹底しておくものとする。なお、消防機関の配備基準については、とかち 広域消防局の計画による。
- ※ 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の 配備体制を整えるものとする。

第2 配備体制の特例

町本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対して、種別の異なる指令をすることができる。

第3 非常配備体制の解除

各部における非常配備体制の解除は、町本部長が指令する。

第4 職員の参集及び動員

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的 確に実施するため、町本部の体制が確立できるよう、職員の動員を図る。

また、町本部が設置されない場合においても、町長が必要と認めたときは、この動員体制をとるものとする。

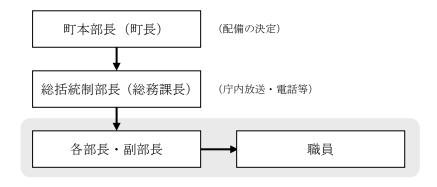
- 1 動員の配備、伝達系統及び方法
- (1) 勤務時間内の伝達系統及び方法

町本部設置基準に基づき、町本部が設置された場合、町本部長の指示により、 総括統制部長は、各部長に対し、庁内放送、電話等により警戒体制あるいは第 1 非常配備体制、第 2 非常配備体制、更には緊急事態に備えて、町本部全職員 を出動させる第 3 非常配備体制を指令する。

各部長は、所属職員に連絡し、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。

その伝達系統は、次のとおりとする。

【伝達系統(勤務時間内)】



(2) 勤務時間外(休日又は退庁後)の伝達系統及び方法

当直員・警備員は、次の事態が該当する場合は、総務課長(担当職員)に連絡して指示を仰ぎ、必要な措置を講ずるものとする。

なお、連絡を受けた総務課長(担当職員)は、必要に応じて、町長に報告するとともに、町長の決定に基づき、関係職員に対し、電話等により非常登庁の指示を行うものとする。

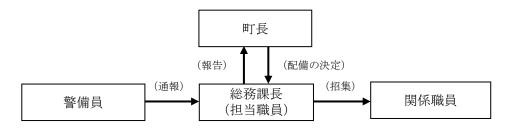
ア 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通知され、又は察知し、

緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

- イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

その伝達系統は、次のとおりとする。

【伝達系統(勤務時間外)】



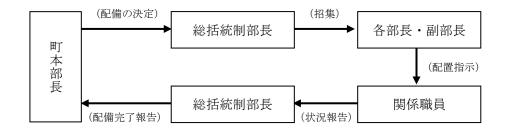
(3) 職員の非常登庁(自主参集)

職員は勤務時間外(休日又は退庁後)に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、自らの判断により登庁する。

2 配備体制確立の報告

町本部長の指示に基づき、各部員が配備体制を整えたときは、総括統制部長は、 直ちに町本部長に報告する。

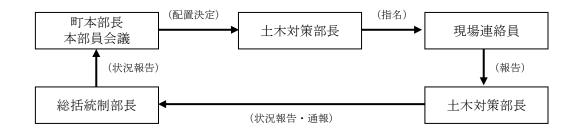
【伝達系統(配備体制確立の報告)】



3 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により、土木対策部長が指名する現場連絡員 を置く。現場連絡員は、土木対策部長に報告し、指示を受け、その現場での指揮監 督を行う。

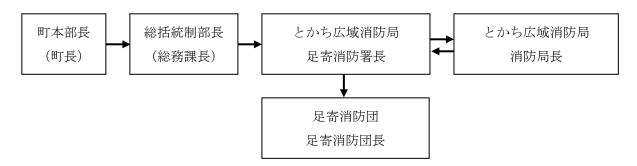
【伝達系統 (現場連絡員)】



4 消防機関に対する伝達

町本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達 系統により行う。

【伝達系統(消防機関)】



5 各部別動員要請

町本部長は、災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて、各部の事務・作業に必要な最小限の人員を残し、他部が所管する作業を応援させるものとする。

なお、応援を必要とする部にあっては、町本部長に報告し、必要な応援を受ける ものとする。

第4節 住民組織等の活用

災害時において、町本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、各住民組織等に対し、次の協力を求めるものとする。 また、ボランティアの支援・協力を得て、応急活動を実施するものとする。

第1 協力要請事項

各住民組織に対し、協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

- 1 災害救助 (行方不明者の捜索等)、復旧等の協力
- 2 救出者等に対する炊き出し及び避難所内での手伝い、被災者の世話
- 3 救援物資の配給及び飲料水等の供給
- 4 町本部が行う人員、物資の輸送
- 5 その他救援活動に必要で、町長が協力を求めた事項

第2 住民組織等の名称及び連絡先

1 住民組織等

住民組織等の名称及び連絡先は、次のとおりである。

名称	所在・連絡先	連絡方法
足寄町自治会連合会	町役場住民課 TEL: 25-2141	会長要請
足寄町青年団体連絡協議会 (足寄町青年協議会、足寄町商工会青 年部、足寄町農協青年部)	町教育委員会 TEL: 25-3188	会長要請
足寄町女性団体連絡協議会 (足寄町商工会女性部、足寄町まちづくり女性ネットワーク)	町教育委員会 TEL: 25-3188	会長要請
山友会	会長宅	会長要請

2 ボランティア組織

住民組織等の名称及び連絡先は、次のとおりである。

名称	所在・連絡先	連絡方法
足寄町社会福祉協議会ボランティア	足寄町社会福祉協議会	会長要請
センター	TEL: 28-0722	云区安丽
日字町去「今末仏図	町役場福祉課	太 昌
足寄町赤十字奉仕団	TEL: 25-2141	委員長要請

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

第1節 住民の心構え

第1 基本方針

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を 第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめる ために必要な措置を実践していく必要がある。

第2 家庭における措置

- 1 平常時の心得
- (1) 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れに注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 3日(推奨1週間)分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- 2 地震発生時の心得
- (1) まず、我が身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の 状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いて素早く火の始末をする。
- (4) 火が出たら、まず消火する。
- (5) 慌てて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀の脇、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。

- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第3 職場における措置

- 1 平常時の心得
- (1) 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置を取ること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- 2 地震発生時の心得
- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、落ち着いて素早く火の始末をすること。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (6) 正確な情報を入手すること。
- (7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (8) エレベーターの使用は避けること。
- (9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は 自粛すること。

第4 不特定多数の者が利用する集客施設で取るべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) 慌てて出口・階段等に殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明等の下からは退避すること。

第5 屋外で取るべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第6 運転者の取るべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地 震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯する など、周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、 できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。 やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エン ジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない こと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなる ような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

第1 基本方針

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握等地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2 地震に強いまちづくり

- 1 町は、防災関係機関と連携し、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動上重要となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等、防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町は、国及び北海道と連携し、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 町は、防災関係機関及び施設管理者と連携し、大規模集客施設等の不特定多数の 者が利用する市街地の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、

これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第3 建物の安全化

- 1 町は、足寄町耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 町は、防災拠点や公共施設の耐震性の向上を図る。
- 5 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 町は、北海道と連携し、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の遵守の指導等に努める。
- 7 町は、防災関係機関及び施設管理者と連携し、建築物における天井の脱落防止等 の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等、総 合的な地震安全対策を推進する。
- 8 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第4 主要交通の強化

町は、防災関係機関との連携により、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に 当たっては、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充 実に努める。

第5 通信機能の強化

町は、防災関係機関との連携により、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第6 ライフライン施設等の機能の確保

1 町は、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、上下水道、工業用水道、 電気、ガス、電話等のライフライン施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、 震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、足寄町国民健康保険病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点 的な耐震化を進める。

- 2 町は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共 同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第7 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第8 液状化対策等

- 1 町は、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、施設の設置に当たっては、 地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても 施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な 連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について パンフレット等による普及を図る。
- 3 町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第9 危険物施設等の安全確保

町は、防災関係機関と連携し、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第 10 災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

第 11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 北海道は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第 111 号)に基づき、北海道 地域防災計画及び町防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備 すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、 町は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- 2 計画対象事業
- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等 の改築・補強
- (7) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点施設

- (9) 防災行政無線施設、設備
- (10) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (11) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (12) 負傷者の一時収容、設備、資機材(応急救護設備等)
- (13) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第1 基本方針

町は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、次の事項に留意のうえ、職員に対して、地震防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

また、関係機関は平時からコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、 信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとす るよう努める。

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施すること。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災 に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信すること。
- 3 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行うこと。
- 4 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害 に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存す るとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めること。
- 5 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めること。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう 努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよ う努める。
- 3 町民センター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様 な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 防災知識の普及・啓発

- 1 町は、職員に対して防災(地震)に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町は、一般住民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 市街地等への外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア 各種防災訓練への参加の普及
- イ ラジオ、テレビの活用
- ウ インターネット、SNS の活用
- エ 新聞、広報紙等の活用
- オ 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- カ 広報車両の利用
- キ テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- ク 研修、講習会、講演会等の開催
- ケーその他
- 3 町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報 について普及・啓発に努める。

第4 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及 び防災の実践活動(地震発生時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推 進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導 時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災 に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に 応じた内容のものとして実施する。

6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的に、自主的に訓練計画を作成し、町独自に、又は他の災害予防責任者と共同して防災訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

町は、災害応急対策の万全を期するため、防災関係機関との共同による防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施する。

- 1 情報通信訓練
- 2 広報訓練
- 3 指揮統制訓練
- 4 火災防御訓練
- 5 緊急輸送訓練
- 6 公共施設復旧訓練
- 7 ガス漏えい事故処理訓練
- 8 避難訓練
- 9 救出救護訓練
- 10 警備・交通規制訓練
- 11 炊き出し、給水訓練
- 12 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- 13 災害偵察訓練等

第3 相互応援協定に基づく訓練

町は、北海道及び防災関係機関等の協定締結先と相互応援の実施についての訓練を 実施する。

第4 民間団体等との連携

町は、北海道及び防災関係機関等の支援協力のもと、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第5 訓練の実施

町は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第1 基本方針

町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

また、町は、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第2 食料その他の物資の確保

1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保にも努めるものとする。

また、町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、3日(推奨1週間)分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第3 防災資機材の整備

町は、北海道及び関係機関の支援・協力のもと、災害時に必要とされる資機材の整

備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第6節 相互応援(受援)体制整備計画

第1 基本方針

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際して他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

なお、応援・受援体制の整備に当たっては、災害の規模や被災地のニーズに応じて 円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・ 受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等 について必要な準備を整えるよう努める。

あわせて、応援・受援に関する計画や災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルの策定に努めるとともに、防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図る。

第2 相互応援(受援)体制の整備

1 町

- (1) 北海道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 消防機関

あらかじめ、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、町本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制等、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

第1 基本方針

町は、地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 地域住民による自主防災組織

地震災害発生時に、その災害を最小限におさえるためには、防災関係者の活動と相まって、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられるところから、町は、住民に対する防災意識の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に行うため、既存の自治会等の組織を生かした自主防災組織の普及を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リー ダーの育成に努めるものとする。

1 組織化普及の条件

自主防災組織は、地域住民が最も効果的な防災活動を行えるよう地域の実情によって、その規模を設定する必要があり、設定に当たっては、次の要件を考慮する。

- (1) 地域住民の連帯感に基づき、地域の防災活動を効果的に行えること。
- (2) 住民の日常生活において、基礎的な地域としての一体性を有すること。
- (3) 既存の自治会組織を基本単位とすること。
- 2 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うため、組織内の役割分担を明確化することと あわせて、規模の大小・地域の実情に応じて編成させる。

- (1) 最も基本的な組織編成として、次のような班編成を普及させる。
 - ア 情報連絡班 災害情報の収集伝達
 - イ 防火指導班 出火防止と消火器等による初期消火
 - ウ 避難誘導班 地域住民の掌握と避難誘導
- (2) 組織の編成形態としては、自治会ごとに各班を設置し、編成する。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置を取ることができるようにするため、日頃から繰り返し、訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として、 次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮した ものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における 被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を 習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に 避難できるよう実施する。

工 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に 対する応急手当の方法等を習得する。

才 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し、 実践するなど、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられることから、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機 材は、災害時に速やかな応急措置を取ることができるように日頃から点検を行 う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に 把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して、 住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡を取る防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかける とともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにす る。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に 通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の診察を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示(緊急)、避難勧告や避難行動に時間を要する要配慮者・ 避難行動要支援者等に対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に は、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等 に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、自治会等の地域住民の協力のもと、早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所 を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、 地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版 (Do はぐ) 等を活用するなど、役割・手順等の習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第4 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛 消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の 周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等の育成を図り、積極的な防災体制の整備強化に努める。

第5 自主防災組織の育成指導

町は、防災思想の普及とともに、自主防災組織の普及・啓発のため、地域住民組織等への働きかけを行い、組織化及び組織の育成指導を図る。

第8節 避難体制整備計画

第1 基本方針

町は、地震災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、 指定避難所の確保及び整備等に努める。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

第2 避難誘導体制の構築

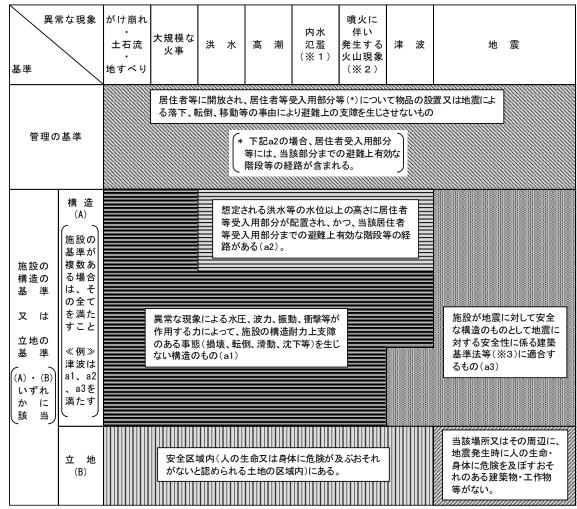
- 1 町は、地震等に因る大規模火災等の災害から住民の安全を確保するため、必要な 避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場 所、指定避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保される よう努めるものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に 基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所である かを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見 方に関する周知に努める。
- 3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体 との広域一時滞在に係る応援協定や被災者の運送に関する運送事業者等との協定を 締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。
- 5 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

第3 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の 地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、 次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可 能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ、当該施設等の管理者の同意 を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。



- ※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
- ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
- ※3 建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定

(資料:北海道地域防災計画)

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、町教育委員会等の関係 部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定緊急避難場所の現 状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認める ときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知 するとともに、公示しなければならない。

第4 指定避難所の確保等

1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設 を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定する とともに、住民等への周知徹底を図る。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・
件坦	設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて、次の基準に適合する施設を指定する。
- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な 居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
- (1) 指定避難所を指定する際に、あわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- (2) 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定 避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じ て、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であること に配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、町教育委員会等の関 係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定避難所の現状に重要な変 更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、 指定避難所の指定を取り消す。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知するとともに、公示するものとし、当該通知を受けた北海道知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第5 避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民への周知

町長は、適時・適切に避難指示(緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準(発令基準)を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の 説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準(発令基準)について、日頃から住 民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先 すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、 庁内をあげた体制の構築に努める。

2 防災マップ、ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域等、災害発生時に、 人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図 面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる 事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必

3 避難計画の策定

要な措置を講ずるよう努める。

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の 育成を通じて、避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、 関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要 配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に 努める。

- (1) 避難指示 (緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及 び伝達方法を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法(観光地等については、 観光入り込み客対策を含む。)

- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 町防災行政無線 (戸別受信機を含む。) 等による周知
 - イ 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む。)による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報
- 4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の 町は、避難誘導や各種災害応急対策等の業務が錯そうし、居住者や指定避難所への 収容状況等の把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員 や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース) 等、避難状況を把握するためのシステムの整備に努める。なお、個人データの取板 いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷 の上、各避難所に保管することが望ましい。

第6 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
- (1) 避難の場所(指定緊急避難場所、指定避難所)
- (2) 避難の経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法(平成9年法律第 123 号)

等の関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画 を作成するものとする。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

町及び北海道等は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第1 基本方針

地震災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合が見られることから、町は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

第2 町の対策

町は、関係部局の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、 避難支援計画の策定やや避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行うとともに、 庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電 子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接 している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協 力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避 難支援の体制整備を推進する。

1 全体計画・町防災計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、 町防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画として 全体計画を定める。

2 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に 自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援 を要する者で、次の要件の範囲に該当する者について、必要な事項を記載又は記録 した避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、次の要件とする。

- ア 概ね70歳以上の独居高齢者又は高齢者世帯
- イ 重度の障がい者
- ウ ア及びイ以外で町長が必要と認めた者
- (2) 避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア氏名
- イ 生年月日
- ウ性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ アからカに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、必要に応じて、町及び避難支援関係者間で情報を共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意 する。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、必要と認める場合は、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、 名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

5 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、 発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的 な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

6 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

7 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第3 社会福祉施設等の対策

1 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい 者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。 また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災 組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮 した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、 施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動が取れるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災 訓練も定期的に実施するよう努める。

第 10 節 情報収集・伝達体制整備計画

第1 基本方針

町は、地震情報の伝達及び収集を迅速かつ的確に行うよう努める。また、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であることから、有事に際し、その機能が有効適切に発揮できるよう防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な通信施設の整備に努める。

第2 情報収集・伝達体制の整備

- 1 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と要配慮者 や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な 被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 2 町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・

伝達手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、町 防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系や携 帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(1) 有線通信施設

予警報の伝達等非常時の一斉放送等緊急措置が講じられるよう関係機関と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。また、災害時優先電話の 整備に努める。

(2) 無線通信施設等の整備

ア 防災行政無線等通信施設

有線放送設備の不通の場合等を考慮して、町本部と孤立した集落との相互 の通信を確保するため、町防災行政無線、消防・救急デジタル無線を利用す るとともに、設備の整備、拡充を図る。

イ 民間無線利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

(3) 通信施設の点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保守管理について、点検整備を 実施する。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなることも想定して、通信 設備用の非常電源の確認もあわせて行う。

第 11 節 火災予防計画

第1 基本方針

町は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地 震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等、火災予防のための指導の徹底及び 消防力の整備を図る。

第2 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震 時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、耐震自動消火装置付石油ストーブを 使用するよう指導を強化する。

第3 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要なことから、町は、 地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を 図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と 初期消火の徹底を図る。

- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組 織等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 病院等の一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 予防査察の強化指導

町は、消防機関と連携し、消防法(昭和23年法律第186号)に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を 把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第5 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第6 消防計画の整備強化

大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動等についての大綱は、この計画で定めるものとする。

また、具体的な計画については、とかち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画で定めるものとする。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務事業を円滑かつ迅速に行うために、とか ち広域消防局、消防団をもって消防機関を組織する。

組織機構は、別表1のとおり。

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、とかち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制を取るものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

ア 火災警報が発令されたとき。

イ 町本部が設置されたとき。

ウ その他異常気象等により災害による被害の発生危険が極めて高いとき。

2 消防力整備計画

この計画は、町の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画を立て、実施するものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設状況は、別表2のとおりとする。

3 調査計画

大規模な火災等が発生した場合に、消防機関が適切に防御活動を行うことができるよう地理、建物及び水利等について、次の区分により調査を行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、建物及び危険物施設等について行う調査

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽等の消防水利について行う調査

4 火災予防

災害を未然に防止するため、火災の予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び 住民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。

(1) 予防査察

査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び要配慮者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、防火チラシ及びポスター等の防火資料配付等防火思想の普及徹底に努めるものとする。

イ 民間防火組織による普及

自治会、職域自衛消防組織等の指導促進を図り、更に防火管理者連絡協議会、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研究会、講習会等の開催を行うとともに、通報、消火、 避難の指導等を実施し、防火組織の育成強化に努めるものとする。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他取扱いについて指導するとともに、 危険物安全協会を通じ、防火、防災思想の向上とその対策を推進するものと する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図るものとする。

5 警報発令伝達

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、とかち広域消防局警防規程第56条の規定に基づいて、火災警報等の処置を行うものとする。

6 警防対策

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたとき を除き、それぞれの所属署所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

ただし、交通遮断、その他の特別の事由により所属署所に参集することができないときは、最寄りの署所へ参集し、所属長に報告、その指示に従うものとする。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の 規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置を取るもの とする。

(2) 消防通信連絡体制

災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とかち広域消防局と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、 有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた消防部隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

ア 初動時の処置

- (ア) 火災の早期発見に当たるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒 を実施し、災害状況の収集に当たる。
- (イ) 大きな被害が予想される場合、町本部、警察等から主要道路、橋梁 等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

イ 火災防御活動

- (ア) 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避 難場所、避難経路確保の防御を行うものとする。
- (イ) 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し、防御に当たるものとする。
- (ウ) 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の 延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。
- (エ) 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集 地区への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うもの とする。

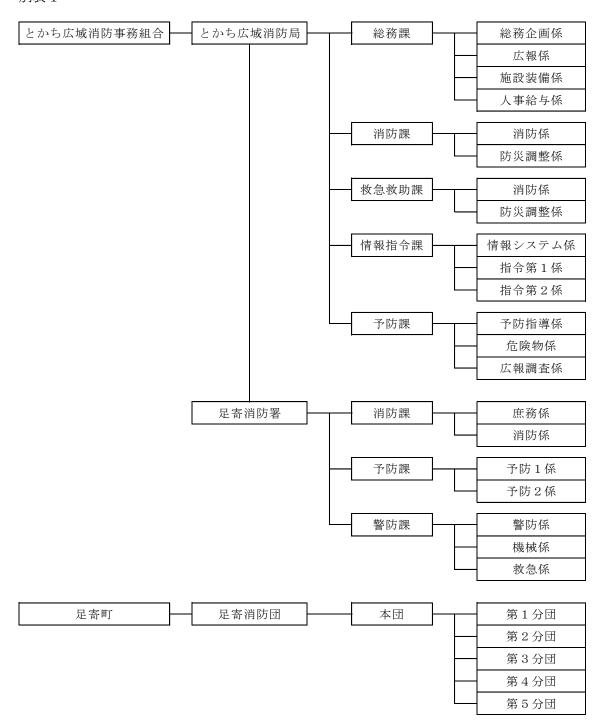
7 消防応援出動

- (1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に 関する要綱に基づく応援
- (2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

8 教育訓練

消防職員・消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、職員・団員の資質と能力の向上を図り、学術、技能の修得、体力、気力の錬成、規律を保持し、能率的な防災活動を遂行でき得るよう、教育訓練を計画的に実施するものとする。

別表1



別表 2

(1) 庁舎

名称	所在地				
とかち広域消防局	带広市西6条南6丁目3-1				
足寄消防署	足寄町北1条4目52番地				

	4	呂称	所在地				
足智	 寄消防団		足寄町北1条4目52番地				
	本団	足寄消防総合庁舎内	足寄町北1条4目52番地				
	第1分団	足寄消防総合庁舎内	足寄町北1条4目52番地				
	第2分団 大誉地消防会館		足寄町大誉地本町 20 番地				
	第3分団	芽登消防会館	足寄町芽登本町 147 番地				
	第4分団	上利別消防会館	足寄町上利別本町 22 番地				
	第5分団1部中足寄消防会館第5分団2部螺湾消防会館		足寄町中足寄 74 番地				
			足寄町螺湾本町 65 番地				
	第5分団3部	上足寄消防会館	足寄町上足寄本町1番地				

(2) 消防職員・団員及び消防車両

	人員・車両	車両											
職団員数		水消		特殊車				高	指	そ	合計		
		職団員数	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	型動力ポンプ	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車	高規格救急車	指揮車	の他車両	m t
とカ	いち広域消防局	68									1	3	4
	足寄消防署	22	1					1		2		2	6
足等	 所刊	135	1	7	1								9
	本団	16											
	第1分団	34	1	1	1								3
	第2分団	14		1									1
	第3分団	19		1									1
	第4分団	17		1									1
	第5分団1部	12		1									1
	第5分団2部	12		1									1
	第5分団3部	11		1									1

- ※ 平成29年4月1日現在
- ※ とかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部

(3) 水利

X	分	基数	合計		
A+1, 465	公設	84	00		
消火栓	私設	2	86		
77+ . I I +#*	公設	60	00		
防火水槽	私設		60		

第12節 危険物等災害予防計画

第1 基本方針

町は、防災関係機関と連携し、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、 飛散、火災等による災害の発生の予防に努める。

第2 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の指導監督の強化
- 2 事業所等の指導監督における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第3 危険物保安対策

- 1 事業者
- (1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、 従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選 任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、 危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、 消防機関、警察へ通報するものとする。
- 2 町 (消防機関)、北海道
- (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する 場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保 安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導 する。
- 3 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機 材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

4 北海道産業保安監督部

鉱山における高圧ガス、石油貯蔵タンク、パイプライン等の危険物については、 適切な保安措置、管理、取扱作業に対する従業員への保安教育の徹底、自主保安体 制の確立を指導するほか、立入検査等により保安対策について指導監督を行うもの とする。

第4 火薬類保安対策

1 事業者

- (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、北海道に報告するものとする。

2 北海道産業保安監督部

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違 反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したと きは、速やかに国家公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確立 を図るものとする。
- (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画 の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- (4) 事業者の予防対策について指導監督する。

3 北海道

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違 反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したと きは、速やかに北海道公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の確 立を図るものとする。
- (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画 の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

4 北海道警察

(1) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施するなど、その 実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制 の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置を取るよう要請するものとする。

- (2) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため、 必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積 載方法について必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図る ものとする。
- (3) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安

定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速や かに北海道知事に通報するものとする。

5 町(消防機関)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管 理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第5 高圧ガス保安対策

1 事業者

- (1) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は警察官に届け出るものとする。

2 北海道産業保安監督部

- (1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の予防対策について監督、指導する。

3 北海道

- (1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に 違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画 の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- (3) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理した ときは、速やかに北海道公安委員会に通報するなど、関係機関との連携体制の 確立を図るものとする。

4 北海道警察

- (1) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、 立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災 害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの 届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

5 町 (消防機関)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理 者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第6 毒物 劇物災害対策

1 事業者

(1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の定める設備基準、保安基準

を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物 取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 毒劇物が飛散するなどにより不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室(保健所)、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

2 北海道

- (1) 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

3 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するととも に、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

4 町(消防機関)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管 理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第7 放射性物質災害対策

1 事業者

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防機関等へ通報するものとする。

2 町 (消防機関)

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 北海道警察

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度 で、立入検査を実施するなど、その実態を把握するとともに、資機材を整備し、 災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出が あった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬 日時、経路等について、必要な指示をするなどにより、運搬による災害発生防 止を図るものとする。

第 13 節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

町は、地震災害からの建築物等の防御に努める。

第2 建築物の防災対策

1 市街地建築物の不燃化

町は、必要に応じて北海道より情報提供を受け、建築物の密度が高く、火災危険 度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構 造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進 を図る。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、足寄町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実等、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催等、技術者の育成に努める。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

- 6 被災建築物の安全対策
 - (1) 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
 - (2) 町は、北海道と連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における

石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発を行う。

第3 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第4 文教施設の防災対策

- 1 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進 町は、文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これ らの建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を推進する。 また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な 予防措置を講ずる。
- 2 文教施設・設備等の点検及び整備

町は、既存施設については、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を 関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよ う適切な予防措置を講ずる。

第5 文化財の防災対策

町は、文化財保護のため、住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

- 1 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災意識の高揚を図る。
- 2 文化財の所有者や管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導・助言を行う。
- 3 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- 4 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- 5 文化財及び周辺の環境を常に整備する。

第14節 土砂災害の予防計画

第1 基本方針

町は、地震による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の土砂災害から、人的、物的被害を防止あるいは軽減するため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備するとともに、土砂災害防止のための事業を実施する関係機関と連絡を密にして対策を推進する。

また、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上等、土砂災害を防止するために必要な措置を行う。

第2 土砂災害警戒避難体制の整備

- 1 警戒避難対策
- (1) 広報活動による啓発宣伝

町は、土砂災害防止について、日頃より注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を 行う。

ア 広報車による巡回広報、広報紙への掲載及びポスターの掲示等による広報 活動を実施する。

イ 教育機関等の協力を得て、土砂災害防止の意識向上を図る。

(2) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流(以下「土砂災害危険箇所」という。)及び土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等についてハザードマップの配布や危険箇所標識の設置等により地域住民に周知するよう努める。

(3) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の巡回点検

日頃から土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、町及び消防団において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど、必要な措置を講じる。

2 土砂災害警戒区域等の指定と避難体制の整備

北海道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法(平成 12 年法律第 57 号)」という。)に基づき基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

区域の指定があったときは、町防災計画において、土砂災害防止法第8条の定め に基づき、当該区域ごとに次の事項を定める。

- ア 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な 警戒避難体制に関する事項
- イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達
- ウ 土砂災害発生時の情報収集及び伝達

また、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、 当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予警報 の伝達方法を定める。

さらに、町防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難 経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を掲載したハザードマップ等印刷物の配布、その他の必要な措置を講じる。

3 警戒避難体制に関する事項

地震により、土砂災害の切迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想 定される土地の区域及び時期を明らかにするため、町、消防機関が危険箇所の警戒 巡視を行い、危険があると認められるときは、町長が住民等に対して、避難指示(緊 急)又は避難勧告を行う。

また、地震後の大雨により、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合は、 帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等を参考にし、 基本法第 56 条に規定する警報の伝達及び警告、同法第 59 条に規定する事前措置、 同法第 60 条に規定する避難の指示等の措置を講じる。

地震後の大雨による避難勧告等は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、北海道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報や今後の気象予測、 土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

第3 土砂災害防止施設の整備促進

1 砂防対策

土石流危険渓流について重点的に把握し、砂防指定地に編入するとともに山地の 荒廃等による土石流を捕捉するための砂防堰堤工事、渓流の縦横浸食による土砂流 出抑制のための渓流保全工事等の対策工事の推進について、北海道と連絡を密にし、 危険渓流の解消に努め、災害の未然防止を図る。さらに、土石流危険渓流標示板を 設置することにより、危険渓流の周知徹底を図るとともに、日頃から、土石流災害 への防災意識向上に努める。また、丘陵地等の開発に伴う砂防指定地内の行為に対 する監視の強化を北海道と協力し、推進することとする。

2 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条の規定により、北海道知事が指定することとなっている。 町は、急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、北海道と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。

3 地すべり防止対策

地すべり防止区域は、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第3条の規定により、主務大臣が指定することとなっている。

町は、地すべり危険箇所等地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、北海道と連絡を密にし、地すべり災害の防止に努める。

4 がけ崩れ及び土砂流出防止対策

宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれが大きい土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として北海道知事が指定できることになっているが、これら指定区域外においても、町及び消防団を中心に特別パトロールを実施し、その状況を連絡させるとともに、必要に応じて地域住民に周知させ、災害発生に備える。

5 山腹崩壊防止対策

町は、北海道森林管理局及び北海道から山腹崩壊危険地区に関する資料の提供を受けるなど、山腹崩壊危険地区の把握に努めるとともに、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努め、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

北海道森林管理局及び北海道は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業(治山事業)を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点険を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずる。また、保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

第 15 節 液状化災害予防計画

第1 基本方針

町は、地震に起因する地盤の液状化による災害の予防に努める。

第2 液状化対策の推進

- 1 町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。
- 2 液状化対策の調査・研究

町は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

- 3 液状化の対策
 - 液状化の主な対策は、次のとおりである。
- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
- 4 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して、知識の普及・啓発を図る。

第 16 節 積雪·寒冷対策計画

第1 基本方針

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、 積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸 念される。

このため、町は、北海道及び防災関係機関と相互に連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、 所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示(緊急)、避難勧告ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の 体制を整えること。

第3 道路交通の確保

地震災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施 を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町及び道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- 1 除雪体制の強化
- (1) 町は、一般国道及び道道と整合の取れた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- (2) 町は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除 雪機械の増強に努める。
- 2 積雪寒冷地に適した道路整備の推進 町は、交通障害を予防するための設備整備に努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、北海道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の

増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所等、避難路の確保 町は、積雪期における指定避難所等、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 指定避難所対策

指定避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等)の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等の借上げ等、多様な避難所の 確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、 水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討 し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い 等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、北海道と相互に連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策を検討する。

第6 スキー客等に対する対策

里見が丘スキー場の施設管理者は、雪崩等の災害が発生しないよう、常に安全性の 確保に努める。

第17節 業務継続計画の策定

第1 基本方針

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画 (BCP: Business Continuity Plan) の策定に努める。

第2 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画 (BCP) とは、災害発生時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保等を規定したものである。

第3 業務継続計画(BCP)の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 事業者

事業者は、事業の継続等災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者に おいて災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため の業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第4 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第18節 複合災害に関する計画

第1 基本方針

町は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第2 対応計画の作成

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員、資機材等の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第3 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応 計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定 し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第5章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達すべき地震情報を、速やかに住民、関係機関に伝達する。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

注 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震 波を解析することにより、地震による強い揺れがくる前に、これから強い揺れが くることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間 に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送 協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急 速報メール機能を含む。)等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム (J-ALERT) により、町等に伝達される。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線(戸別受信機を含む。)等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第3 地震に関する情報の種類と内容

1 地震に関する情報

-	. , ,	
地震情報 の種類	発表基準	内容
震度 速報	・震度 3 以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する 情報	・震度3以上 (大津波警報(特別警報)、津波警 報又は注意報を発表した場合は発 表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度 に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報(特別警報)、津波警 報又は注意報発表時・若干の海 面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表し た場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と 市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度 を入手していない地点がある場合は、そ の市町村名を発表
各地の震度 に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他 の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度 1 以上を 観測した地震回数情報等を発表
推計震度 分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震 に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

2 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・ 地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表 している資料

(1) 地震解説資料

震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報及び地震に関する情報や関連資料を編集した資料

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

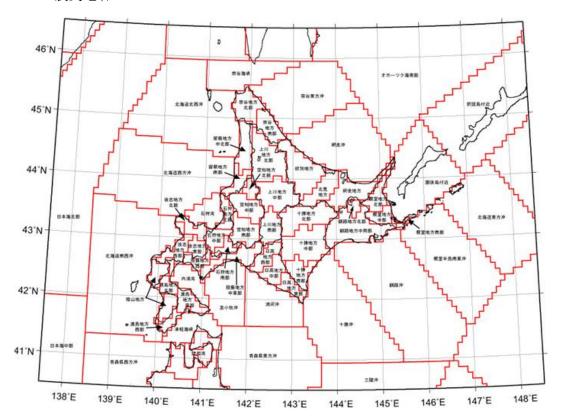
地震に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本庁及び管区気象台は、週ごとの資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表

第4 地震に関する情報に用いる地域名称及び震央地名

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名

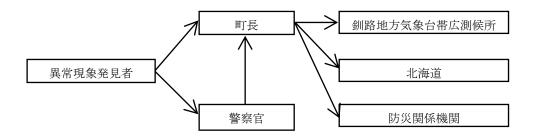


第5 異常現象を発見した場合の通報

頻発地震、異常音響及び地変等の異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官 に通報する。

また、通報を受けた町長は、速やかに北海道及び釧路地方気象台帯広測候所等関係機関に通報する。

【異常現象を発見した場合の通報系統図】



第6 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充 実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等で受信した緊急 地震速報を町防災行政無線(戸別受信機を含む。)等により住民等への伝達に努める。
- 2 町は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と要配慮者や災害により孤立 化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な 被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、 災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等 により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系(個別受信機を含む。)の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、 情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

第7 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告(以下、本節で「災害情報等」という。)の収集連絡は、 災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町は、北海道及び防災関係機関等が有する情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

特に、町から北海道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるとき

は、多様な手段の効果的活用を図るほか、被災現場に町職員を派遣するなど、被災情報等の把握に努める。

- 1 町の災害情報等の収集及び連絡
- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を 収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報 告するとともに、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができ る資料を添付する。
- (2) 総務課長は、特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。
- 2 災害等の内容及び通報の時期
- (1) 町本部の設置
 - ア 町本部を設置したときは、町本部の設置状況及びその他の情報等について、 防災関係機関へ通報する。
 - イ 防災関係機関は、アの通報を受けたときは、災害情報について密接な相互 連絡を図るため、必要に応じて町本部に連絡要員を派遣する。
- (2) 北海道への通報

町は、発災後の情報等について、次により十勝総合振興局を通じて北海道(危機対策局)に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要(発災後速やかに)
- イ 町本部等の設置(町本部等を設置したとき直ちに)
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し(被害の全貌が判明するまで、又は応急 復旧が完了するまで随時)
- エ 被害の確定報告(被害状況が確定したとき)
- (3) 町の報告
 - ア 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を北海道(十勝総合振興局経由)に報告する(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を北海道(十勝総合振興局経由)及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

- イ 町は、119番通報の殺到時には、その状況等を北海道(十勝総合振興局経由) 及び国(消防庁経由)に報告する。
- ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないよう な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集す るよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該 情報の北海道(十勝総合振興局経由)及び国(消防庁経由)への報告に努め る。

3 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を十勝総合振興局長に報告する。

ただし、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は、通信の途絶等により北海道知事に報告することができない場合は、 直接、国(消防庁経由)に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に 分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

【被害状況等の報告先(北海道)】

区分回線	北海道総務部 危機対策局危機対策課	十勝総合振興局 地域政策部地域政策課
NTT 回線	TEL 011-204-5008 FAX 011-231-4314 FAX 011-251-6242	TEL 0155-26-9026 FAX 0155-22-0185
北海道総合行政情報 ネットワーク (北海道防災無線)	8-6-210-22-561	8-6-650-2191

【被害状況等の報告先 (消防庁「通常時」)】

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT (司が自	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
NTT 回線	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信	TEL	8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
ネットワーク(※)	FAX	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

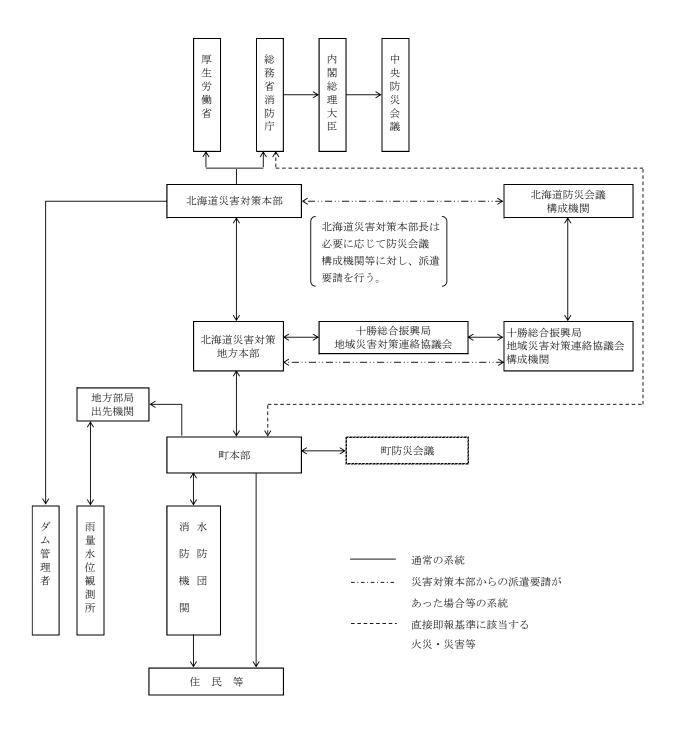
[※] 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

【被害状況等の報告先(消防庁「消防庁災害対策本部設置時」)】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
T T		03-5253-7510
NTT 回線	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信	TEL	8-048-500-90-49175
ネットワーク(※)	FAX	8-048-500-90-49036

[※] 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

【災害情報等連絡系統図】



第2節 災害通信計画

第1 基本方針

災害情報及び被害状況の収集・伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、速やかに これらの情報の収集・伝達に努めるものとし、何人もこれに協力しなければならない。

第2 通信手段の確保等

町は、災害発生直後に、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆 通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活 用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第3 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

「第2 通信手段の確保等」における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と 同じ扱いとなることに留意する。

- 2 電報による通信
- (1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番無し)をダイヤルし、NTT コミュニケータを呼び出す。

イ NTT コミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

- (イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- (ウ) 届け先、通信文等を申し出る。
- (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び契約約款に定める電報内容、 機関等
 - ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信 し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観 測の報告又は警報に関する事項であっ て、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若し くは発生するおそれがあることの通報 又はその警報若しくは予防のため緊急 を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 道路その他の交通施設の災害の予防 又は復旧その他輸送の確保に関し、緊 急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相 互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その 他通信の確保に関し、緊急を要する事 項	通信の確保に直接関係がある機関相 互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その 他電力の供給の確保に関し、緊急を要 する事項	電力の供給の確保に直接関係がある 機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生 し、又は発生するおそれがあること を知った者と前各欄に掲げる機関と の間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信 し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観 測の報告又は警報に関する事項であっ て、緊急を要するもの	気象機関相互間

電報の内容	機関等
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機 関相互間(アの表中8欄に掲 げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発 生するおそれがあることを知 った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生す るおそれがあることを知った 者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若し くはその議会の議員の選挙の執行又は その結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての 災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、 放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示 を受け、又は指示を与えるために必要 な事項	船舶と別に定めた病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤 を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間(2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間(3) 預貯金業務を行う金融機関相互間(4) 国又は地方公共団体の機関(アの表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。)相互間

3 専用通信施設の利用

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
- (2) 十勝総合振興局森林室関係無線による通信
- (3) 陸上自衛隊の通信等による通信
- (4) 警察電話による通信
- (5) 警察無線電話及び同無線通信による通信
- (6) 北海道総合行政情報ネットワークシステムによる通信
- (7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信
- (8) 消防・救急デジタル無線による通信
- (9) 町防災行政無線による通信
- (10) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信((1)~(9)までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるとき。)

4 通信途絶時等における措置

(1) 町の対応

町は、上記通信系統等をもって連絡を行うことができないとき、又は著しく 困難であるときは、臨機応変な措置を講ずる。

(2) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から電話、電報及び公衆通信設備以外の各通信系をもって通信を行うことができない、又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局(災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM ラジオ放送局) 用機器の貸出し
- イ 無線局の免許等の臨機の措置(無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置)

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(2)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- ア 移動通信機器の借受けを希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数
 - (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
- イ 移動電源車の借受けを希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 台数
 - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
 - (エ) 使用場所
 - (才) 借受期間
 - (カ) 引渡場所
- ウ 臨時災害放送局用機器の借受けを希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 希望エリア
 - (ウ) 使用目的
 - (エ) 希望する使用開始日時
 - (オ) 引渡場所及び返納場所
 - (カ) 借受希望日及び期間
- エ 臨機の措置による手続を希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) (ア)に係る申請の内容

(4) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

第1 基本方針

災害の特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、北海道及び防災 関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行 う。

第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かり やすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被 災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

- 1 住民に対する広報等の方法
- (1) 町は、地域の実情に応じ、報道機関(ラジオ、テレビ、有線放送、新聞)への情報提供をはじめ、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、緊急速報メール、広報車両、インターネット、SNS(Twitter)、掲示版、印刷物等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期す。
- (2) 町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1) のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報 共有システム(Lアラート)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用するとと もに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めることなどにより、効 果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、 一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。
- 2 住民に対する広報内容等

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握したうえで、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第3 安否情報の提供

- 1 安否情報の照会手続
- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の 被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30 条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出 を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めると きなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適 当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族	・被災者の居所
(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係	・被災者の負傷若しくは疾病の状況
と同様の事情にある者その他婚姻の予約	・被災者の連絡先その他安否の確認
者を含む。)	に必要と認められる情報
・被災者の親族(上記に掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報 を必要とすることが相当であると認めら れる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3) に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、 安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。
- 2 安否情報を回答するに当たっての町の対応 町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。
- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、 消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障 を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。
- 3 安否情報の提供体制の整備

町は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム等 を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するよう努める。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

地震災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予測されるなか、 迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置を取るこ とにより、生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難実施責任者及び措置内容

地震等の災害により、火災、山(がけ)崩れが発生した場合に、人命、身体の保護 又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等の避難実施 責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示(緊急)、避難勧告を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

- 1 町長(基本法第60条)
- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示又は勧告を行う。
 - ア 避難のための立退きの指示又は勧告
 - イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
 - ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

また、避難勧告等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

- (3) 町長は、上記の指示又は勧告を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて北海道知事に報告する(これらの指示等を解除した場合も同様とする。)。
- 2 水防管理者(水防法第29条)
- (1) 水防管理者(水防管理団体である町長等)は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。
- (2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を十勝総合 振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨 を通知する。
- 3 北海道知事又はその命を受けた北海道の職員(基本法第60条・第72条、水防法 第29条、地すべり等防止法第25条)
- (1) 北海道知事又は北海道知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し、立退きの指示をすることができる。

また、北海道知事は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

- (2) 北海道知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示及び勧告に 関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。
- (3) 十勝総合振興局長は、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段 の確保の要請があった場合は、関係機関に協力要請する。
- 4 警察官(基本法第61条、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条)
- (1) 警察官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、 その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にそ の旨報告するものとする。
- 5 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようと している場合において、町長等及び警察官がその場にいないときに限り、次の措置 を取ることができる。

この場合において、当該措置を取ったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立ち入り (警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、北海道(十勝総合振興局)、北海道警察本部(本別警察署)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

町は、避難のための立退きの指示・勧告、又は近隣の安全な場所への待避や屋内 安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専 門的知見等を有している釧路地方気象台、国や北海道の関係機関から、災害に関す る情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

第4 避難指示(緊急)、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難のための立退きの指示・勧告、 又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係 機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあること を認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確 にすること、対象者ごとに取るべき避難行動について、住民にとって具体的で分かり やすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、北海道防災情 報システム、L アラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急 速報メール機能含む。)等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民 への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者を含む要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動を取ることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の支援体制を整備し、着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難の指示・勧告、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- 2 指定緊急避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった 適切な避難行動を住民が取れるように努める。

また、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難 が不可能な場合は、町において町有車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は北海道に対し、応援を求める。
- (3) 北海道は、上記要請を受けたときは、関係機関に対する要請や協定を締結した た運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。
- (4) また、北海道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を 含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所へ避難した後の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、 避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者から避難場所等の責任者に引 き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所(必要に応じて福祉避難所)への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所
- 4 応急仮設住宅への優先的入居 町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。
- 5 在宅者への支援 町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確
- 6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、北海道、隣接 市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

に把握し、適切な援助活動を行う。

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難 路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の生活環境の整備

町は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保 に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健 医療サービスの提供等、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。

第10 指定避難所の開設

1 町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指 定避難所を開設するとともに、住民等に対し、周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

2 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外 の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確 保に努める。

- 3 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途 絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持すること の適否を検討する。
- 4 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と 認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置について スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除 外措置があることに留意する。

第11 指定避難所の運営管理等

1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報 の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自 治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように 努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求 めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい 特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活 せず食事のみ受け取りにきている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把 握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る 情報の把握に努める。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- 6 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 7 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの 違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室

の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等 による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した 指定避難所の運営に努める。

- 8 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料 等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提 供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 9 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に 応じて旅館等への移動を避難者に促すとともに、特に要配慮者に対しては、あらか じめ「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、その施設を 活用するなど良好な生活環境の確保に努めるものとする。
- 10 北海道警察は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- 11 町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。
- 12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等 と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、 冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

13 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が 長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提 供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや 地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に 努めるものとする。

第 12 広域一時滞在

- 1 道内における広域一時滞在
 - (1) 地震による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における 一時的な滞在(以下「道内広域一時滞在」という。)の必要があると町長が認め るときは、道内の他の市町村長(以下「協議先市町村長」という。)に被災住民 の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、北海道知事に助言を 求める。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ、十勝総合振興局長を通じて北海道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 町長又は北海道知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長 は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定

避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直 ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとと もに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて、北海道知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、北海道知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、 その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係 する機関に通知し、内容を公示するとともに、北海道知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 北海道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被 災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施す べき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに 事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する とともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知す る。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在(以下「道外 広域一時滞在」という。)の必要があると認める場合、町長は、北海道知事に対 し、他の都府県知事(以下「協議先知事」という。)に、被災住民の受け入れにつ いて協議することを求めることができる。
- (2) 北海道知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、北海道知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、北海道知事は、あらかじめ 内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、 協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (4) 北海道知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、北海道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、 その旨を北海道知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災

住民への支援に関係する機関に通知する。

- (7) 北海道知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知、公示するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。
- (8) 北海道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被 災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要請 がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。
- 3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報 や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、 避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び北海道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は北海道知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は北海道知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は北海道知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

第1 基本方針

町長及び水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、北海道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

第2 従事命令等(基本法第65条第1項)の実施

基本法の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合、町長は職員 に公用令書等を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、 公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

第3 警戒区域の設定

1 町長(基本法第63条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はま さに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止 するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従 事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又 は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防職員又は消防団員 (消防法第28条・第36条)

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒 区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域 からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することがで きる。

- 3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者(水防法第21条) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属 する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入 りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 4 警察官(基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法 第21条)
 - (1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
- (2) 警察官は、火災(水災を除く他の災害について準用する。)の現場において、 消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、若しくは消防職員又は消防 団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある 消防対象物の関係者、居住者及びその親族で、これらに対して救援をしようと する者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命 じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察 官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、 警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第63条) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権 を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。 この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第4 町の実施する応急措置の代行(基本法第73条・第78条の2)

1 北海道

北海道知事(十勝総合振興局長)は、災害が発生した場合、当該災害により町が

実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施する。

- (1) 警戒区域の設定(基本法第63条第1項)
- (2) 応急公用負担の実施(基本法第64条第1項)
- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施(基本法第64条第2項)
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施(基本法第65条第1項)
- 2 指定行政機関·指定地方行政機関

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により町及び北海道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 応急公用負担の実施(基本法第64条第1項)
- (2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施(基本法第64条第2項)
- (3) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施(基本法第65条第1項)

第6節 地震火災等対策計画

第1 基本方針

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への 延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、町は、被災地の地元住民や自主防災組織等と連携し、可能な限り初期消 火及び延焼拡大の防止に努める。

第2 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第3 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる 危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動を円滑に実 施する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域(危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設)

第4 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ、 相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第5 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を 図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、概ね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防施設が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、 倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に 認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第1 基本方針

地震災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のための応急対策の実施が、町本部だけでは不可能、若しくは困難である場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき、町長は、基本法第68条の2の規定により、北海道知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

第2 災害派遣要請

- 1 要請手続等
- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者(北海道知事(十勝総合振興局長)等)に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 要請権者は上記により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知する。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、(1)の手続を行う。

2 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にする とともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展 開できる場所をあらかじめ定めておく。

3 調整

北海道知事(十勝総合振興局長)は、町の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

4 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側(施設等の管理者、町等)において負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ電気料
 - 工 水道料
 - 才 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第4 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、北海道知事(十勝総合振興局長)と相互に連携し、災害時に自衛隊との 相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請(通報)手順、連絡調整窓口、連絡 方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

2 連絡調整

町長は、北海道知事(十勝総合振興局長)と相互に連携し、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第8節 広域応援・受援計画

第1 基本方針

地震等による大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中にあって、消火活動や救命、救急、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、町は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第2 町に対する応援(受援)

1 町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急 対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関 する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の 実施を図る。

- 2 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長 及び北海道知事(十勝総合振興局長)に対し、応援を要請する。
- 3 北海道知事(十勝総合振興局長)は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の 実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

第3 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、北海道知事(十勝総合振興局長)が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の被災市町村長の応援を求められたことに伴い、北海道知事(十勝総合振興局長)から当該被災市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第4 消防機関

- 1 地震等による大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の 救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北 海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必 要に応じ、町長を通じ、北海道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府 県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な 資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 地震等による大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受け入れは、北 海道が定める「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受 援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第9節 ヘリコプター等活用計画

第1 基本方針

町内において地震災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

- 1 災害応急対策活動
- (1) 被災状況調査等の情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動
- (1) 傷病者、医師等の搬送

- (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災へリコプター応援協定」に基づき、北海道知事に要請する。

- (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合
- 2 要請方法

北海道知事に対する要請は、電話又はメールにより、次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災へリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項
- 3 受入体制等の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に 措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制 等を講ずる。

第 10 節 救助救出計画

第1 基本方針

町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携のもとに実施する。 また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2 実施内容

1 町長(救助法を適用された場合を含む。)は、とかち広域消防局、本別警察署等の協力を得て、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2 町長は、被害が甚大であり、町本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、 北海道知事(十勝総合振興局長)に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第3 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及びとかち広域消防局、本別警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 救出対象者

災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、概ね 次に該当するとき、救助救出活動を行う。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 地震により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 地震により孤立化した場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

第 11 節 医療救護計画

第1 基本方針

地震災害発生時には、住民の生命を守ることを最優先の目的として、町は、関係機関との緊密な連携を取りつつ、その全機能をあげて、迅速、的確な人命救助活動、医療活動等の応急対策に取組む。

第2 実施責任者

町長は、災害のため住民の医療が困難となった場合において、被災地の住民に対し、 応急的な医療及び助産を保健所、日本赤十字社北海道支部、医師会等の応援を受けて 行う。

なお、救助法が適用された場合、町は、北海道知事の補助執行機関としてこれを行う。

第3 救護班の編成

町長は、医師・看護師及び事務職員等をもって救護班を編成し、救護活動に当たる ものとする。

第4 実施の方法

- 1 救護班の派遣による方法 町長は、災害現地において医療の必要があるときは、現地に救護班を派遣して行 う。
- 2 医療機関による方法

医療機関(医療施設)によって医療を実施することが適当なとき、町長は、災害 地の医療機関又は町長が収容委託した病院(診療所)に移送収容して治療を行う。

3 応援の要請

町長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができない と認めるときは、他市町村に応援を要請するほか、北海道知事にその旨を連絡し、 応援の要請を行う。

- 4 救助法が適用されたときの取扱い 町長は、医療救助等の実施方法について、北海道知事に協議のうえ、行うものと する。
- 5 救護所の設置 救護所は、必要に応じ、公共施設等を使用する。

第5 救助法による実施基準

- 1 救助の対象者
- (1) 医療救助

医療を必要とする負傷者又は疾病の状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産救助

災害発生時(災害発生前後7日以内)に分べんした者で、災害のため助産の 途を失った者(死産、流産を含む。)

- 2 救助の範囲
- (1) 医療の範囲

診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術及び看護等とする。

(2) 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支 給等とする。

- 3 救助の期間
- (1) 医療救助の実施期間 災害発生の日から14日以内
- (2) 助産救助の実施期間

分べんした日から7日以内

- (3) 特別の事情があるときは、北海道知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。
- 4 費用の基準
- (1) 医療の費用
 - ア 町の救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費、事務費、救護班 員の旅費及び超過勤務手当

イ 医療機関による場合

国民健康保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

(2) 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置等の実費、 また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

5 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は従事する医療関係者(医療機関)の手持品を繰替使用するものとする。ただし、手持品が不足している場合は、帯広保健所に報告し、その確保、調達を図るものとする。

6 報告及び事務手続

町は、救助法による医療、助産救助を実施したときは、報告あるいは記録を作成 保管するものとする。

第6 救助法が適用されない災害における費用の負担

救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担する。ただし、他の 制度により費用の負担が定められているものについては、この限りでない。

- 1 医療及び助産の費用 救助法実施基準による。
- 2 救護班として救護医療活動に従事した医師、看護師その他の者がそのために死亡 し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になったときの災害補償は、地方公務員災害 補償法第69条の規定に基づき定めた条例の非常勤職員の公務災害補償に係る規定の 例による。

第7 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第8 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第 12 節 防疫計画

第1 基本方針

町は、地震災害発生時には、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するのに 十分な防疫活動を実施する。

第2 町の対策

- 1 町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の確立を図る。
- 2 町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律 第 114 号。以下「感染症法」という。)に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒 等の措置を北海道知事の指示に従い実施する。
- 3 町は、十勝総合振興局の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指 導等を実施する。

第3 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

第4 感染症の予防

1 予防接種

町長は、北海道知事から感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定 して指示があったときは、予防接種を実施する。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとするが、北海道知事が必要と認め、指示があったときは、町長は、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この 場合の取扱いは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限り、し尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

3 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく北海道知事の指示があったときは、 感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症 法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した うえで、速やかにこれを実施する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく北海道知事の命令があったときは、 感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実 施する。

5 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による北海道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機により、ろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約 20 リットルを目安とする。

6 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

十勝総合振興局の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従 とする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は北海道知事が行うものとし、具体的な対策は、十勝家畜保健 衛生所長の指示によって行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

十勝家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

十勝家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

十勝家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の 消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域については、家畜伝染病 予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ 公用車の被災地への派遣

十勝家畜保健衛生所長は、災害発生時に公用車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

町は、十勝総合振興局及び十勝家畜保健衛生所、十勝 NOSAI 北部支所、足寄町家畜自衛防疫対策協議会等と協力し、家畜救護に当たる。

第 13 節 災害警備計画

第1 基本方針

町は、警察が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力をし、地域住民の生命、 身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持、安全確保を図る。

第2 災害の警報及び予報の伝達に関する事項

警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。

第3 事前措置に関する事項

- 1 町が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を 要請する場合は、次の事項を記載した文書(緊急を要する場合は電話等で要請し、 その後速やかに文書を提出する。)により本別警察署長を経て方面本部長に対して行 う。
- (1) 派遣を要する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他派遣についての必要事項
- 2 町長の要求により行う事前措置

本別警察署長は、町長からの要求により基本法第 59 条に基づき設備や物件の除去 等の事前措置を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合にあっては、町長が当該措置の事後処理を行う。

第4 避難に関する事項

1 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により避難の指示又は警告を 行う場合は、避難先を示すものとする。

ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により、臨機応変に適宜の措置 を講ずる。

この場合においては、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行う。

2 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、 犯罪の予防及び取締り等に当たる。

第5 応急措置に関する事項

1 警戒区域設定権等

本別警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合にあっては、町長は当該措置の事後処理を行う。

2 応急公用負担等

本別警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき、 応急公用負担(人的物的公用負担)を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知す る。

第6 救助に関する事項

本別警察署長は、町長と協力し、被災者の救助並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて、町長の行う死体の捜索等災害応急対策活動に協力する。

第7 災害時における災害情報の収集に関する事項

本別警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な 災害に関する情報を収集する。

第8 災害時における広報

本別警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行う。

第9 災害時における通信計画に関する事項

本別警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打ち合わせを行う。

第 14 節 交通応急対策計画

第1 基本方針

町は、地震発生時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び 資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、路上障害物を速やかに除去するとともに、必 要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

第2 交通応急対策の実施

1 町が管理している道路・橋梁で災害が発生した場合は、道路・橋梁の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、 又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- 2 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を取ることを命ずることができる。
- 3 消防職員は、2による措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき、又はその 命令の相手方が現場にいないために当該措置を取ることを命ずることができないと きは、自らその措置を取ることができる。

この場合において、当該措置を取るためやむを得ない限度において車両その他の 物件を破損することができる。

第3 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び本別警察署は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- 2 交通規制の実施

道路管理者及び本別警察署は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。
- 3 関係機関との連携

道路管理者及び本別警察署が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、 関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第4 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

なお、車両の移動等を行う際に、やむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分し、緊急通行車両の通行を確保する。

第5 緊急輸送道路ネットワークの整備

1 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 緊急輸送道路は、災害発生直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必 要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路 管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計 画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊 急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定す る。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

(1) 計画内容

ア 対象地域

北海道内全域

イ 対象道路

既設道路を基本としながら、必要に応じて、河川管理用道路、臨港道路等を含める。

2 緊急輸送道路の区分

北海道では、災害時に輸送路を確保するため、第1次緊急輸送道路(広域的な輸送に必要な主要幹線道路)、第2次緊急輸送道路(町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路)及び第3次緊急輸送道路(第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路)を指定する。

3 町における緊急輸送ネットワークの整備

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点(町役場、 自衛隊指定のヘリポート、避難所等)を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、 信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、町は、本別警察署と連携のもと、「第5章第27節障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

現在、町内において指定されている緊急輸送道路は、次のとおりである。

区分	路線名
第1次緊急輸送道路	・道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線・足寄原野1号線・庁舎前通
第2次緊急輸送道路	・栄町2丁目通・庁舎前通・南6条通

第 15 節 輸送計画

第1 基本方針

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、

交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。また、被災者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資、資材の輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。

なお、各実施機関において輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期待されないと きは、他の関係機関の応援を得て実施する。

第2 輸送力の確保

輸送力の確保は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるうち、最も適切な方法によるものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 航空機による輸送
- 3 自衛隊派遣による輸送力の確保
- 4 人夫等において輸送

第3 町の措置

- 1 町有車両等を掌握し、輸送力の調整確保措置を行う。
- 2 必要に応じ、関係団体、輸送業者の順番により、災害時の緊急輸送を要請する。
- 3 町の区域において輸送力が確保できないときは、町長は北海道知事に応援を要請する。

第4 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上費用は、国土交通省の認可を受けている場合はその運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家 用車等の借上げについては謝金として輸送業者に払う料金の範囲内で、所有者と協議 して定めるものとする。

第5 救助法による輸送の基準

- 1 輸送及び移送の範囲 救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。
- (1) 被災者を避難させるための移送
- (2) 医療及び助産のための移送
- (3) 被災者救出のための輸送
- (4) 飲料水及び救助用物資の輸送
- (5) 死体捜索及び死体処理のための輸送
- 2 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

第6 輸送の記録

輸送を実施した場合の記録は、輸送記録簿により行うものとする。

第 16 節 食料供給計画

第1 基本方針

地震災害時に食料を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急 物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、町において処理不可能な 場合は、北海道、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し、広報を行うとともに、自主 防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅 の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努める。

第2 実施方法

1 実施場所

炊き出しの実施は、避難所(食事をする場所)に近い適当な場所において実施する。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得て、学校給食施設、 その他給食施設を有する民間施設を利用して行う。

- 3 物資の確保
- (1) 町は、炊き出しその他の食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保すると ともに、被災の状況により、乾パン、握り飯、缶詰等を確保する。
- (2) 町が米穀を米穀販売事業者から買い受ける場合は、事前に米穀販売事業者と 協議し、管内又は直近の米穀販売事業者から購入する。
- (3) 町長が農林水産省から直接政府所有米の引渡しを受ける場合(災害の規模が大きくかつ広範囲にわたり、交通通信が途絶し、(2)の方法による食料の確保が困難な場合)、町長は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」に基づき確保する。
- 4 応援の要請

町において炊き出し等食品の給与ができないときは、北海道知事に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等の要請をする。

応援等の要請において明示する事項は、次のとおりである。

- (1) 炊き出しの実施 所要食数(人数)、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他
- (2) 物資の確保所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

5 食品衛生

町は、炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設は、学校給食施設等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵芥汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。
- (2) 炊き出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設け、感染症等の発生予防に十分留意する。

第3 救助法の実施基準

- 1 対象者
- (1) 炊き出しその他による食品の給与
 - ア 避難所等に収容された者
 - イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
 - ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する必要がある者 なお、食品の供与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものと する。

2 実施期間

(1) 炊き出し

災害発生の日から7日以内、ただし、期間を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、北海道知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を 得たうえで期間を延長することができる。

3 費用の基準

主食、副食及び燃料等の経費 1人1日(3食で計算)1,010円以内

- 4 費用の範囲
- (1) 主食費
 - ア 米穀類臨時購入切符で配給業者から購入した場合の主食(小売価格)
 - イ 北海道知事が食糧事務所から一括売却(米穀類特別購入切符)を受け配分 した場合の主食(売却価格)
 - ウ 配給食料のほか、一般食料品店等から炊き出し等のため購入した米穀以外 の主要食料、かんしょ等(購入価格)
- (2) 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等についての制限はない。

(3) 燃料費

品目、数量について制限はない。

(4) 雑費

器物(釜、鍋、やかん、しゃく、バケツ)等の借上げ料、使用謝金のほか、 握り飯を包む、アルミホイル等の包装紙類、茶、箸、使い捨て食器の購入費で ある。ただし、備品類の購入は認められない。なお、公共団体から借用した器 物等の使用謝金については、原則として無償である。

第4 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について十勝総合振興局長を通じ、北海道知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知)第 4 章第 11 の規定により、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)に直接、又は、十勝総合振興局長を通じて北海道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第17節 給水計画

第1 基本方針

飲料水の確保が困難な地域に対し供給拠点を定め、備蓄飲料水の供給や給水車等による応急給水を行う。この場合において、応援等が必要な場合は、北海道等に応援を要請する。

飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及 び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実 情にも十分配慮する。

第2 町の措置

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を 実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において 準備しておくよう、住民に広報していく。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水 (川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

3 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、 被災地給水人口に応じ、給水車及び散水車を所有機関から調達して、給水に当たる。

4 消防機関への要請

消防タンク車等による給水活動が必要な場合、町は、足寄消防署に対し、消防タンク車等の出動を要請する。

第3 給水の実施

- 1 給水の方法
- (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・ 散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のう え、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は北海道、 自衛隊へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

また、北海道知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災した町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災した町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第 18 節 衣料、生活必需物資供給計画

第1 基本方針

衣料品等生活必需物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した 緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。町において処理不可能な場合は、北海道、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防 災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設 住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努める。

第2 町の措置

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸 与は、町長が実施する。 なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

1 物資の調達及び配分

町長は、世帯構成員別被害状況を把握したうえで物資購入(配分)計画表を作成 し、これに基づき必要数量を次により調達する。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握してお く。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を要請することができる。
- (3) 生活必需品を取扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、 迅速に調達できる方法を定める。
- 2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入(配分)計画表に基づき、自治会長、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

3 費用の限度及び期間 救助法の基準による。

第3 実施の方法

- 1 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。
- 2 北海道知事は、町長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行い、災害の態様、 交通の状況により種々であるが主要経済都市を中心として、災害の規模により必要 がある場合は道外調達の方法を講ずる。

第4 物資供給の要領

1 供給の対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者
- 2 物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及 び物資調達の状況等から決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具(毛布、布団、タオルケット等)
- (2) 外衣(洋服、作業衣、子ども服等)
- (3) 肌着(シャツ、パンツ等)

- (4) 身の回り品(タオル、手拭き、靴下、傘等)
- (5) 炊事道具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- (6) 食器(茶碗、皿、箸等)
- (7) 日用品(石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等)
- (8) 光熱材料(マッチ、ロウソク等)
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第5 生活必需物資の確保

- 1 調達方法
- (1) 生活必需品等物資の調達は、町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等から調達する。
- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び 日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。
- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は北海道に要請し、調達する。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管する。
- (5) 町は、住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努める。

第 19 節 石油類燃料供給計画

第1 基本方針

町は、災害時の石油類燃料(LPG(液化石油ガス)を含む。)を供給するため、その 応急対策に努める。

第2 町の措置

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油 類燃料の確保に努める。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類 燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、北海道に協力を求める。
- 4 LPG(液化石油ガス)については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第20節 電力施設災害応急計画

第1 基本方針

町は、地震災害時の電力を供給するため、その応急対策に努める。

第2 町の措置

町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給 の確保に努める。

なお、北海道電力株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、北海道 知事(十勝総合振興局長)へ派遣要請を依頼する。

第3 広域停電対策

- 1 町内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、町長は、必要に応じて、町本部等の設置を行う。
- 2 町本部等を設置したときは、関係機関にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。
- 3 町は、庁舎の電源確保に努める。
- 4 町は、通信機能の確保に努めるほか、各課(部局)は、保有する情報システムの データ保全に努める。
- 5 町は、信号機の停止等に対処するため、本別警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

第4 災害広報対策

町は、広報車及び町ホームページ等により、北海道電力株式会社より得られた情報 (被害状況・復旧見込み等)について、住民に広報を行う。

第21節 ガス施設災害応急計画

第1 基本方針

町は、地震災害時のガス供給のため、その応急対策に努める。

第2 町の措置

町は、ガス事業者と連携し、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の 実態に応じた応急対策を講ずる。

- 1 非常災害の事前対策
- (1) 情報連絡

- ア 地震その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静 を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関 係機関と緊密に連絡を取る。
- イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間ごとに関係各課と 確認しておく。
- (2) 火災、中毒事故防止対策

町は、広報車、町防災行政無線、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、住民に対し、次の事項の啓発宣伝を行い、事故防止に努める。

ア ガス漏えい等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。

イ 災害の発生が予想されるときは、前もってメーターガス栓の閉止をする。

2 災害発生時の対策

災害発生時において、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、 本別警察署、消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第 22 節 上下水道施設対策計画

第1 基本方針

町は、地震災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策のため、必要な措置を図る。

第2 上水道

1 応急復旧

地震災害により長期間断水となることは、生活の維持に支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。
- 2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について 広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第3 下水道

1 応急復旧

町は、地震により被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めて おくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急排水、仮管渠 の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずバイパス放流を行うなど緊急的措置を取る場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第 23 節 応急土木対策計画

第1 基本方針

町は、地震災害時の公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。) の応急復旧対策のため、必要な措置を図る。

第2 災害の原因及び被害種別

- 1 災害の原因
- (1) 地震その他の異常な自然現象
- (2) 雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 山崩れ
- (4) 地すべり
- (5) 土石流
- (6) がけ崩れ
- (7) 雪崩
- (8) 火山噴火
- 2 被害種別
- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) 橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川及び砂防堰堤の埋塞
- (7) 砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第3 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による 当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の 応急措置及び応急復旧対策は、次に定める。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び 応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の 状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

町は、所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、 状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、ま た、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な 影響を与え、又は住民生活に重大な支障を与えることが予想される場合は、応 急公用負担等を実施し、又は北海道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終息したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに北海道地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図り、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第 24 節 被災建築物安全対策計画

第1 基本方針

町は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止 するための安全対策を図る。

第2 応急危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力 を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象 を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の 3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調 査済」)に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場 所に貼付する。

区分	表示方法
危険	赤のステッカーを表示する。
要注意	黄のステッカーを表示する。
調査済	緑のステッカーを表示する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

ア 危険

建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち 入りができない。

イ 要注意

建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが 可能である。

ウ 調査済

建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 町

町は、北海道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の 所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導 等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や東海に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第 25 節 被災宅地安全対策計画

第1 基本方針

町において町本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下、本節で「判定士」という。)を活用して、被災宅地危険度判定(以下、本節で「危険度判定」という。)を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

第2 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第3 危険度判定の支援

北海道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、 北海道被災宅地危険度判定連絡協議会(以下、本節で「道協議会」という。)等に対し、 判定士の派遣等を依頼する。

第4 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入

し、判定を行う。

- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に 判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、法面等)に判定ステッカーを表示 する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第5 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」(以下、本節で「実施マニュアル」という。)に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第6 事前準備

町及び北海道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次の取組みに努める。

- 1 町と北海道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 北海道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会(全国協議会)、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 北海道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱(全国要綱)で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第 26 節 住宅対策計画

第1 基本方針

町は、地震災害に伴う住宅の損壊、喪失に対し、仮設住宅の建設、住宅の応急修理 等の応急対策を実施する。

なお、建設に当たっては、速やかに北海道と協議を行うとともに、二次災害に十分 配慮する。

第2 町の措置

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事からの委任を受けて実施することができる。

第3 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、 公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅 及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

- 3 応急仮設住宅
- (1) 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。
 - (ア) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体 障がい者、勤労者、小企業者等
- (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地 や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

- (5) 建設戸数(借上げを含む。)
 - 町長は、北海道に要請し、設置戸数を決定する。
- (6) 規模、構造、存続期間及び費用
 - ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2~6戸 の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は借上げに係る契約を締結) を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内と することができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置 に関する法律(平成8年法律第85号)に基づき、政令で指定されたものに係 る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。 イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分 で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、 国から補助を受けて整備し、入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が 北海道において整備する必要を認めたときは、北海道が整備し、整備後は公営 住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 46 条の規定による事業主体の変更を行っ て町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 収入分位 50% (月収 259,000 円) を限度に、地方公共団体が条例で 定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から 3 年 を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

- 工 国庫補助
 - (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
 - (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5

第4 資材等の斡旋、調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼する。
- 2 北海道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等 の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第27節 障害物除去計画

第1 基本方針

地震災害によって土石、樹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むの に支障をきたしているものに対し、町は、これを除去することにより、被災者の日常 生活を確保する。

第2 町の措置

- 1 障害物の除去は、町長が行い、救助法が適用されたときは、町長が北海道知事の 委任により行う。
- 2 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、その他関係法令に定めるそれ ぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

第3 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めた場合とし、概ね次に掲げる場合に行う。

- 1 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- 2 障害物の除去が交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- 3 河川における障害物の除去は、河川の流水をよくし、氾濫を防止し、又は河岸の 決壊を防止するために必要なとき。

第4 除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を使用し、又は状況に応じ、自衛隊及び土木業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- 2 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第5 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地、又はグラウンド等 を利用し、集積する。

第6 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第 14 節 交通応急対策計画」の定めるところ による。

第 28 節 文教対策計画

第1 基本方針

町は、地震災害による児童生徒等の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

第2 実施責任

1 学校管理者等

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し、又は予想される状態となったとき、学校長は町教育委員会 と協議し、必要に応じて休校措置を取る。

なお、帰宅させる場合には注意事項を十分徹底させる。

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、PTA 等の連絡網、防災無線等を利用し、 より確実な方法で全児童に徹底させる。

(2) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え、職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(3) 児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動を取ることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、 児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他 登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あ らかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(4) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危 険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が北 海道知事の委任により実施する。

第3 応急対象実施計画

- 1 施設の確保と復旧対策
- (1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

- (2) 校舎の一部が使用不能となった場合 施設の一時転用等により授業の確保に努める。
- (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合 最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。
- (4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過 度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が寺院等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、 児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導 する(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るよ うにする。)。
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。
- 3 教職員の確保

町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、 連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないよう にする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合、北海道教育委員会は必要に応じ、次の措置 を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知
- 5 学校給食等の措置
- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急 措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資について は応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努める。
- 6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をで

きるだけ隔絶すること。

- (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第4 文化財保全対策

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、北海道文化財保護条例(昭和30年条例第83号)及び足寄町文化財保護条例(昭和59年条例第3号)等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第29節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

第1 基本方針

町は、地震災害による行方不明者の捜索を迅速に実施するとともに、死亡者の遺体 について適切な処理を行う。

第2 実施責任

救助法が適用された場合は北海道知事が行い、町長はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行うが、死体の 処理のうち洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委任を受けた日本赤十字 社北海道支部が行う。

救助法が適用されない場合は、町が関係機関等の協力を得て行う。

第3 行方不明者の捜索

1 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、又は周囲の事情により既に死亡している と推定される者

2 実施の方法

行方不明者の捜索に当たっては、町は、本別警察署と協力し、消防機関及び地域 住民の応援を得て捜索班を編成し、必要な機械器具を活用して実施する。

第4 変死体の届出

変死体については、直ちに本別警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。

第5 遺体の処理

1 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を 行うことができない者

- 2 処理の範囲
- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 遺体の一時保存(町)
- (3) 検案
- (4) 死体見分(本別警察署)
- 3 収容処理の方法
- (1) 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北 海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - ア 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。 イ 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取 人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をする と同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- (2) 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、 遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- (3) 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

第6 遺体の埋葬

1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため、埋葬を行うことが困難な場合又 は遺族のいない遺体

- 2 埋葬の方法
- (1) 町は、遺体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。
- (2) 遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の死体については、土葬又は火葬にする。
- (3) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定により処理する。
- (4) 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関等の協力を得て行う。

第7 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、北海道に広域火葬の応援を要請する。

北海道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と

判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

第8 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急で特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第30節 家庭動物等対策計画

第1 基本方針

町は、地震災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講ずる。

第2 町の措置

- 1 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。
- 2 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。

なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、 速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第3 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。
- 2 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第4 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの 責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を 行う。

第31節 応急飼料計画

第1 基本方針

町は、地震災害に際し、家畜飼料の応急対策について、必要な措置を講ずる。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び 再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総 合振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとし、北海道は、 必要に応じ、農林水産省生産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

- 1 飼料(再播用飼料作物種子を含む。)
- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法(預託、附添等)
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第32節 廃棄物等処理計画

第1 基本方針

町は、地震災害に起因するし尿、ごみ等生活環境に影響を与える要因の除去及び保健衛生上の措置等(以下、本節において「廃棄物等の処理」という。)、関係機関の協力を得て環境、保健衛生に関する応急活動を実施する。

第2 町の措置

- 1 町は、被災地における災害廃棄物の処理を行うものとする。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め 実施する。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施する。

第3 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより、廃棄物等の処理業務を実施する。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い、所要の措置を講ずる。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い、必要な措置を講ずる。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理 業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに 他の地方公共団体への協力要請を行う。

(1) ごみ処理

ア収集

- (ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、 完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業か らの車両借上げにより実施する。
- (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

(ア) 処理処分は災害の状況により、埋立て又は一時貯蔵し、後日、処理 場にて処理又は焼却するなど、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置き

(ア) 被災家庭から排出される畳、障子、家具類、家電製品、寝具、衣類、 本類、植木類、倒壊家屋や商店等から排出される食料品、紙類、ガラ ス、陶器類、電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程 度にもよるが大量に発生することが考えられる。

そのため、必要に応じて、環境保全に支障のない仮置場を指定し、 住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方 策を講じる。

(イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視 する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は、仮置場の管理を徹 底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同便所を設置する。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策 の障害にならないよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け、 臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第33節 災害ボランティアとの連携計画

第1 基本方針

地震災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。町は、それぞれのボランティア活動が円滑に行われるようにボランティアに対するニーズを把握するとともに、北海道、日本赤十字社北海道支部及び社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

第2 ボランティア団体・NP0の協力

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部(足寄町分区)又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第3 ボランティアの受け入れ

町、社会福祉協議会、北海道及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に 関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧 に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受け入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や外国

人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第4 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第5 ボランティア活動の環境整備

町、社会福祉協議会及び北海道は、ボランティア活動の必要性や役割等についての 共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築 するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、北海道はこれらの取組みが推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災した町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第34節 労務供給計画

第1 基本方針

町は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、

災害対策の円滑な推進を図る。

第2 供給方法

- 1 民間団体への協力要請
- (1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず、自治会の動員及び 被災地区以外の住民の協力を得ることとし、特に必要な場合に労務者の雇い上 げをする。

(2) 動員の要請

町本部の各部において自治会等の労力を必要とするときは、次の事項を示し 総括統制部を通じて要請する。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- 工 就労予定期間
- 才 所要人員
- カ集合場所
- キ その他参考事項
- (3) 自治会等の要請先及び活動
 - ア 自治会等への要請先

「第3章 第4節 住民組織等の活用」による。

イ 自治会等の活動内容

作業の種別により、次のとおり適宜協力を求める。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し
- (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
- (エ) 被災者への飲料水の供給
- (オ) 被災者への医療、助産の協力
- (カ) 避難所の清掃
- (キ) 町の依頼による被災者状況調査
- (ク) その他災害応急措置の応援
- 2 帯広公共職業安定所長への要請
- (1) 町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、帯広公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。
- (2) (1) により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア職業別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件

- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

第3 賃金作業員の雇用

1 動員の要請

各対策部は、応急対策のため作業員を必要とする場合、賃金作業員の配備を総括 統制部長に要請する。

総括統制部長は、作業員を雇上げし、労務の供給を行う。

- 2 賃金作業員雇用の範囲
- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第35節 職員派遣計画

第1 基本方針

災害応急対策又は災害復旧対策のため、必要があるときは、基本法第29条の規定により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は北海道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

第2 要請手続等

- 1 町長は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。
- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

- 2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含む。
 - (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) (1) から(4) に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な 事項

第3 派遣職員の身分取扱い

1 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ、決定する。

また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に 規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ、決定する。
- 4 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

【基本法施行令第19条の規定に基づく災害派遣手当の額の基準】

派遣を受けた都道府県又は市	公用の施設又はこれに準	その他の施設(1日につ
町村の区域に滞在する期間	ずる施設(1日につき)	き)
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5, 140 円

第36節 災害救助法の適用と実施

第1 基本方針

町は、災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、救助法の適用を受け、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第2 町の措置

救助法による救助の実施は、北海道知事(十勝総合振興局長)が行う。

ただし、町長は、北海道知事から救助の実施について個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第3 救助法の適用基準

救助法施行令の定めにより、町の適用基準は、次のとおりである。

被害区分	mr 光休 で H V で	相当広範囲な場合	被害が全道にわたり、		
	町単独の場合の	(全道2,500世帯以上)	12,000 世帯以上の		
町の人口	住家滅失世帯数	の住家滅失世帯数	住家が滅失した場合		
			町の被害状況が特に		
5,000 人以上	40	20	救助を必要とする状		
10,000 人未満	40	20	態にあると認められ		
			たとき。		
	1 住家被害の判定基準				
	・滅失:全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補 修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した				
	部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は				
	住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、				
	50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼:2世帯で滅失1世帯に換算				
	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも				
摘要					
	のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損				
害割合で表し、20%以上 50%未満のもの					
	・床上浸水:3世帯で滅失1世帯に換算				
	床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状				
	態となったもの				
	2 世帯の判定				
	(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。				
	(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認				
	められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。				

第4 救助法の適用手続

1 町

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当 するおそれがある場合には、直ちに次の事項を十勝総合振興局長に報告しなけ ればならない。
 - ア 災害発生の日時及び場所
 - イ 災害の原因及び被害の状況
 - ウ 法の適用を要請する理由
 - エ 法の適用を必要とする期間
 - オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
 - カ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合、 町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長 に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道

- (1) 十勝総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する 必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨、町に通知する とともに、北海道知事に報告する。
- (2) 北海道知事は、十勝総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第5 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、北海道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を 通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分		
避難所の設置	7日以内	町		
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後 3 箇月以内 ※特定行政庁の許可を受け て 2 年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定〜町設置〜道(ただし、委任したときは町)		
炊き出しその他による 食品の給与	7日以内	町		
飲料水の供給	7日以内	町		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	町		
医療	14 日以内	医療班~道・日赤道支部(ただし、委任したときは町)		
助産	分べんの目から7日以内	医療班~道・日赤道支部(ただし、委任したときは町)		
被災者の救出	3 日以内	町		
住宅の応急修理	1 箇月以内	町		
学用品の給与	教科書等 1 箇月以内 文房具等 15 日以内	町		
埋葬	10 日以内	町		
遺体の捜索	10 日以内	町		
遺体の処理	10 日以内	町・日赤道支部		
障害物の除去	10 日以内	町		
(注) 期間については、全て災害発生の日からお管することとし、内間炎畑十円の承				

(注) 期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

北海道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同

施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の 長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助 事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければ ならない。

第6章 災害復旧・被災者援護計画

第6章 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な 援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、北海道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・ 運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び 指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者 が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、 予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (4) 町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

2 とかち広域消防局

町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防署長に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせること

ができるものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

- 1 被災者台帳の作成
- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の 援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被 災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的 に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努 めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ア氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付の状況
 - サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している 場合には、その提供先
 - シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第2条第5項に規定 する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - セ その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その 他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の 目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、北海道や他の市町村等に 対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- 2 台帳情報の利用及び提供
- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その 保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提 供することができる。
 - ア 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用する とき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を 受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報 を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し、町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2) の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(本節第2の(2)のス)を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建に向けた金融支援については、北海道地域防災計画の災害復旧・被災者援護計画の定めるところによる。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等(都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。)
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))
- 11 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金

- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであることから、町は、その制度の普及促進にも努める。

第5 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、 北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」と いう。)がこれに当たる。

なお、北海道知事が寄託を受けたものについては、委員会と協議し、寄贈目的に 沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は、「北海道災害義援金募集委員会会則」の定めるところによる。

第7章 日本海溝·千島海溝 周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第7章 日本海溝<u>・千島海溝周辺海溝型</u>

地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

本計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。)第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された北海道の推進地域の区域は、次のとおりである。

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新 冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃 町、本別町、**足寄町**、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、 鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(平成18年4月3日、内閣府告示第58号)

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震の5つの地震は、いずれもM8クラスの大地震である。

このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はあ

る程度の切迫性を有している可能性があるとされている。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震被害の特性は、次のとおりである。

1 揺れに伴う被害

揺れに伴う北海道での被害は、十勝沖・釧路沖の地震が最大で、中央防災会議の被害想定(平成 18 年)では全壊棟数約 1,900 棟、死者約 10 人が予測されているほか、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟数も 1,300 棟を超える。

2 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏 18 時に発生した場合の焼失棟数は約 1,300 棟であるのに対し、冬 18 時に発生した場合の焼失棟数は約 14,000 棟となる。

3 長周期地震動による被害

「平成15年(2003年)十勝沖地震」の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、それと同等あるいは、それ以上に震源域 が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺等では、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、更に長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 町本部等の設置等

第1 町本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震(以下、本節以降において「海溝型地震」という。)が発生したと判断したときは、「第3章第2節 災害対策本部」に基づき、町本部等を設置し、的確かつ円滑に運営する。

第2 町本部等の組織及び運営

町本部等の組織及び運営は、基本法及び足寄町災害対策本部条例に定めるところによるほか、「第3章 第2節 災害対策本部」及び「第3章 第3節 配備体制」に準ずる。

第3 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備 体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等について は、「第3章 第3節 配備体制」に準ずる。

2 自主参集

職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第4節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 地震情報の伝達

海溝型地震発生時の地震に関する情報の伝達については、「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

- 2 災害情報等の収集・伝達
 - (1) 情報の収集・伝達

町は、地震や被害状況等の情報の収集・伝達について、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、防災関係機関それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用し、災害の状況及びこれらに対して取られた措置に関する情報を収集し、又は伝達する。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

(2) 避難のための指示及び勧告

ア町長

避難指示(緊急)は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 北海道

北海道知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための 指示又は勧告に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置 を実施する。

ウ 警察官

町長から要請があったとき、又は町長が避難の指示をすることができない と認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を 町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を十勝総合振興局 長に報告する。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

- (3) このほか、地震発生時の避難勧告等の伝達方法等については、「第5章 第4 節 避難対策計画」に準ずる。
- 3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

4 二次災害の防止

- (1) 町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて 施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。
- (2) 二次災害の防止に係る活動に当たっては、要員の安全確保に配慮する。
- 5 救助・救急・消火・医療活動
- (1) 海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害 状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを 踏まえ、町、北海道をはじめ防災関係機関等が全力をあげて対応するのはもと より、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命救助、出火防 止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。
- (2) 消防機関、本別警察署等をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、 担当区域の割り振り等円滑な連携のもとに、迅速な救助活動を実施するものと する。
- (3) 町、北海道、日本赤十字社北海道支部、医療機関、医療関係団体等は、相互 の連携のもとに、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するものとする。
- (4) 消防機関は、必要に応じ、他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、 消防力を結集し、その全機能をあげて消防活動を実施するものとする。
- (5) このほか、救助・救急・消火・医療活動については、「第5章 第6節 地震火 災等対策計画」、「第5章 第10節 救助救出計画」及び「第5章 第11節 医療 救護計画」に準ずる。

6 物資調達

- (1) 町は、発災後適切な時期において、町が保有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (2) このほか、物資調達については、「第4章 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、「第5章 第16節 食料供給計画」、「第5章 第17節 給水計画」及び「第5章 第18節 衣料、生活必需物資供給計画」に準ずる。

7 輸送活動

輸送活動については、「第5章 第15節 輸送計画」に定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、「第5章 第12節 防疫計画」、「第5章 第29節 行 方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」及び「第5章 第32節 廃棄物等処理 計画」に準ずる。

第2 資機材、人員等の配備手配

- 1 物資等の調達手配
- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」 という。)の確保を行う。
- (2) 町は、北海道に対して、町内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び観光客、釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資等の供給の要請をすることができる。
- 2 人員の配備

北海道は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、町への人員派遣等、広域的な措置を取るものとする。

第3 他機関に対する応援要請

広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請等については、 「第5章 第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」及び「第5章 第8節 広域応援・ 受援計画」に準ずる。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 1 整備方針
- (1) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施する。
- (2) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的 な対策の実施に配慮して行う。

また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。

- (3) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- 2 整備すべき施設
- (1) 避難地

- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その 他の公共空地、又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施 設
- (8) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保 安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (9) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立小中学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (10) 農業用用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の 地震防災上改修等整備が必要なもの
- (11) 地域防災拠点施設
- (12) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (13) 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄 倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (14) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (15) 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機 材

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

- 1 建築物の耐震化
- (1) 町は、足寄町耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策 を積極的に推進する。
- (2) 町は、防災拠点や公共施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等 の総点検を実施し、落下防止対策を進め、非構造部材の耐震対策の促進を図る。
- 2 ライフライン施設等の耐震化
- (1) 町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

- (2) 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 長周期地震動への対応等
- (1) 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、 長周期地震動対策の検討、推進を図る。
- (2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、「第4章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画」及び「第4章 第13節 建築物災害予防計画」に 進ずる。

第6節 防災訓練計画

第1 町、北海道及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町、北海道及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の 連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想 定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 北海道は、町、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災総合訓練を実施するほか、地域の実情に合わせて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 情報収集、伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練
- 4 北海道は、町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、必要な助言と 指導を行うものとする。
- 5 町は、北海道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 情報収集、伝達訓練
- (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示(緊急)・避難勧告、自主避難による各指定緊急

避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に北海道及び防災関係 機関に伝達する訓練

- 6 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、 地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- 7 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第2 学校における防災訓練の実施等

学校は、地震災害発生時を想定した避難訓練を行う。

また、町、北海道及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

このほか、防災訓練の実施については、「第4章 第4節 防災訓練計画」に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 町、北海道及び防災関係機関等における地震防災上必要な教育及び広報の推進

町は、北海道、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第2 職員に対する教育

- 1 町、北海道及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地 震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育 を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、町本部等に係る各部の所掌事務等を踏まえ各部局、各 機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取組む必要のある課題

第3 住民等に対する教育・広報

- 1 北海道は、町と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、町が 行う住民等に対する教育・広報に関し、必要な助言を行うものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて、地域単位・職場単位等で行うものとし、そ の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関

する知識

- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動 車運行の自粛等、防災上取るべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止 等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 3 町及び北海道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な 対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の 実情に合わせた、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図 ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行う。

第4 児童生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な 教育を行う。

- 1 過去の地震災害の実態
- 2 地震の発生の仕組みと危険性
- 3 地震に対する身の守り方と心構え
- 4 地域における地震防災の取組み 等

第5 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上 重要な施設の管理者は、町や北海道が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第6 自動車運転者に対する教育・広報

町、北海道、北海道公安委員会は、自動車運転者が取るべき措置について、教育・ 広報に努めるものとする。

第7 相談窓口の設置等

町及び北海道は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、「第4章 第1節 住民の心構 え」及び「第4章 第3節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する 計画」に準ずる。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

第1 地域防災力の強化・推進

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の強化を推進していくことが重要である。

第2 住民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を取るものとする。
- 2 住民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「第4章 第1節 住民の心構 え」に定めるところによる。

第3 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、 初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われ るよう協力体制の確立を図る。
- 3 北海道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、町担当者や自 主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努めるものとする。
- 4 このほか、自主防災組織の育成等については、「第4章 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

第4 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割(従業員・顧客等の安全の確保、 二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災体 制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施する などの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 推進地域の区域となる本町全域において、法令に定める不特定多数の者が出入り する施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画 等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実 施するものとする。

3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自 衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法 令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。